

**令和二年度産業経済研究委託事業
（税制が企業に及ぼす影響の実態把握を目的とした税務に対する意識調査事業）**

報告書

令和 3 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 本調査の目的および全体方針	4
1. 調査の目的	4
2. 調査の内容と本報告書の構成	4
(1) 税制が企業に及ぼす影響についての調査	4
(2) 「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の実施	4
第 II 章 税制が企業に及ぼす影響についての調査	5
1. 分析に用いたデータの概要	5
(1) 実施時期・発送数・回収数	5
(2) 産業分類の定義	5
2. わが国での税に係る実務負担並びに税務に関する意識調査	7
(1) 税務に係る事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等	7
(2) 企業規模と組織目標・考え方等の関係性	10
(3) 電子申告の導入が紙申告に比して事務負担の軽減に繋がっているか	10
(4) 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存が帳簿書類等の 保存に係る事務負担の軽減に繋がっているか	14
(5) まとめ	17
第 III 章 「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の実施	18
1. 第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会の概要	18
(1) 開催の目的	18
(2) 構成員	18
(3) 開催状況	19
2. 調査内容	20
(1) 各回における議論	20
(2) 中間とりまとめ	36

第Ⅰ章 本調査の目的および全体方針

1. 調査の目的

昨今、税収を確保する形での成長志向の法人税改革により、法人実効税率の引下げや課税ベースの拡大といった税制改正が実現された。一方で、課税ベースと法人税率を巡る米国の大胆な税制改正の動向が注目を浴び、また、経済の電子化に伴う課税上の課題について国際的な議論が行われているところ。このような世界の動きや今後の技術革新に伴う個人・企業行動の変化を見据えた成長志向の税制の検討を進める必要がある。

上記を踏まえ、現行の法人税等の体系はもちろんのこと、法人実効税率の引き下げや課税ベースの拡大、各種租税特別措置が、国内企業の財務及び税務、企業行動（研究開発費、設備投資、人件費、租特の利用状況等）に与える影響を把握すべく、企業の税務に対する姿勢等の意識調査を行った。また、本調査の結果を踏まえ、より中長期的な視点に立ち、第四次産業革命の進展等による経済構造の変化に伴う税制面の課題について検討すべく、外部有識者を招き、研究会を実施した。

2. 調査の内容と本報告書の構成

本調査の内容と報告書の構成は以下の通りである。

(1) 税制が企業に及ぼす影響についての調査

第Ⅱ章では、本年度実施したアンケート結果を用いて、税制が企業に及ぼす影響、特に税務に関わる意識調査及び個別事例分析を実施した。具体的には、社内での税務にかかる事務コスト削減に係る目標設定をどのような企業で実施しているのか、納税手続の電子化の効果について各社の認識等を定性的に分析した。

(2) 「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の実施

第Ⅲ章では、中長期的な税制の課題について検討を深めるため、外部有識者を招聘して実施した「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の概要をまとめる。今年度は、中長期的に税制に影響を与えうる事項として、フリーランス、所得保障（ベーシックインカム等）、無形資産、スタートアップ支援に着目し、現在起こっている構造変化や発生している課題、税制上の問題点や対応策について議論した。

第Ⅱ章 税制が企業に及ぼす影響についての調査

本年度実施したアンケート結果を用いて、税制が企業に及ぼす影響、特に税務に関わる意識調査及び個別事例分析を実施した。具体的には、社内での税務にかかる事務コスト削減に係る目標設定をどのような企業で実施しているのか、納税手続の電子化の効果について各社の認識等を定性的に分析した。

1. 分析に用いたデータの概要

本調査の実施にあたって、税に関する意識等に係るアンケート調査を資本金 1 億円超の企業を対象に実施した。当該アンケート調査は、資本金 1 億円超の企業 18,682 社を対象に実施し、4,750 社より回答を得た。

(1) 実施時期・発送数・回収数

アンケート調査票は 2020 年 7 月 31 日（金）に発送した。調査対象は、資本金 1 億円超の 18,682 社である。最終的な回収数は 4,750 社で、回収率は 25.4%である。

図表 1 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	資本金 1 億円超の企業 ¹ 18,682 社
調査方式	郵送にて個社の ID・PW を送付し、WEB 回答
調査期間	2020 年 7 月 31 日～2020 年 9 月 25 日 (調査票上の〆切は 8 月 28 日だが、督促状況等を踏まえて、回収期間を延長)
回収数	4,750 社
回答率	25.4%

(2) 産業分類の定義

合計でみると、「卸売業 (9.8%)」の割合が最も高い。次いで、「サービス業 (9.0%)」、「情報・通信業 (8.2%)」の順が多い。

¹ ただし、アンケート調査実施に向けて作成した企業情報の収集時点と、アンケート実施時点の間に資本金が変動した企業が存在している。したがって、アンケート実施時点において資本金 1 億円以下の企業も含まれている。

図表 2 業種別割合および集計用産業分類

産業分類	合計 (n=4,740)
水産・農林業	0.5%
鉱業	0.6%
建設業	6.2%
食料品	2.9%
繊維製品	0.8%
パルプ・紙	0.7%
化学	3.8%
医薬品	1.2%
石油・石炭製品	0.4%
ゴム製品	0.5%
ガラス・土石製品	1.0%
鉄鋼	1.2%
非鉄金属	1.8%
金属製品	1.8%
機械	2.7%
電気機器	4.4%
輸送用機器	3.5%
精密機器	1.4%
その他製品	2.6%
電気・ガス業	2.9%
陸運業	2.0%
海運業	1.1%
空運業	0.3%
倉庫・運輸関連業	3.3%
情報・通信業	8.2%
卸売業	9.8%
小売業	4.2%
銀行業	0.9%
証券、商品先物取引業	1.5%
保険業	1.2%
その他金融業	3.5%
不動産業	6.6%
サービス業	9.0%
その他	7.4%
無回答	0.2%

2. わが国での税に係る実務負担並びに税務に関する意識調査

(1) 税務に係る事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等

アンケートへ回答した企業のうち、社内での税務にかかる事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等をどのような企業で設定しているかについての設問に対し、具体的に回答を行っている 399 社を対象に定性分析を行った。

各社の回答を性質に基づき分類すると、税務の適正化・効率化、電子化対応、システム導入、外部委託の拡大、内製化、外部委託の効率化の 6 つに大別できると考えられる。

①税務の適正化・効率化

最も多くの企業が掲げている目標・考え方であり、税務以外の事務負担も含めて低減を図ることを挙げたもの。広い観点での負担低減の目標が多いが、人員リソースの最適配分や業務の平準化・標準化、グループ企業内での税務の集約（シェアードの活用）を挙げている企業も見られる。また、税務を業務リスクと捉え、社員のガバナンス向上や税務処理の正確性を高めることを目標として掲げている企業も見られた。

具体的な回答例

- 経理部内全員が、法人税の税額計算から税務申告まで行えるように教育すること（電気機器）
- 最少人数最大効果を目指している。（その他製品製造）
- 経理部を廃止して管理部（大部屋化）とし、少数精鋭でコスト削減を行った。（建設業）
- 移転価格税制などの海外税務を含め、複雑化する税制に対し適切に対処できる体制を構築するため高い税務知識をもった人材を確保するなどの目標を掲げています。そのような考えを主に持っており、同時に税務コストの適正化をはかりたいと考えています。（不動産業）
- 経理業務全般を親会社へ業務委託（シェアードサービスを利用）（サービス業）
- グループ全体の税務ガバナンス体制整備（間接的に諸コスト削減につながることを見込む）（医薬品）
- 税務調査時に追徴などの追加税務コストが発生しないように、社内で税務自主調査を行っている。また、社員向けに税務コンプライアンス教育を行っている。（卸売業）

②電子化対応

令和 2 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、大法人に対する電子申告の義務化が開始されたことも受けてか、電子化を組織目標として掲げる企業が非常に多くなった。具体的には、積極的なペーパーレス促進や電子申告への対応を掲げている社が多い。また、電子化により税務をリモートワークで処理できるようにしたという企業もあり、法令対応という観点に加えて、ペーパーレス化等による事務負担の軽減、働き方改革への寄与も確認できる。

具体的な回答例

- 申告作業業務を軽減するために電子申告への移行、地方税等の申告書発送コストの削減（情報・通信業）
- 電子申告、電子帳簿保存制度の段階的移行（化学）
- 各部署からのデータ収集方法について、紙からデータに変更し、ハンコの廃止、テレワーク促進、紙関連コスト低減を計る。（水産・農林業）
- 税務申告業務において、e-Tax&eL-TAX に連動させ、システム化を通じ、業務負荷を削減する。（鉄鋼）
- 電子申告をいち早く導入し、申告書の郵送、紙の印刷枚数の削減によるコストダウン（卸売業）

③システム導入

システム導入とは、経理・会計ソフト等の IT ツールを導入し、申告に係るデータの収集・管理や申告書の作成を行うこと。全社的なシステム導入により税務・財務の一元化を目指すようなデジタルトランスフォーメーションを目的としたものから、これまで手作業で行っていた入力作業等を自動化する等による省人化・コストダウンを図るものまで企業によってその規模の大小はあるものの、組織目標として多くの企業が掲げている。

具体的な回答例

- RPA、情報システム等を活用した手続きの自動化・省力化（食料品）
- デジタルトランスフォーメーション加速による税金コスト削減（電気機器）
- 年々複雑化する税制に現有人員で適切に対応するために既存業務の効率化（外部システムの活用等）による余力創出をおこなう。（卸売業）
- すべての税務コンプライアンス手続きについて、自動化、効率化、システム化などを検討し、関連コストの削減に努めている。（保険業）
- 連結親法人を中心に、関係会社グループで共通の申告納税システムを運用し、事務効率化を図る。（精密機器）

④外部委託の拡大

社内リソースの有効活用や社の税務ガバナンスの向上を目的として、積極的に税理士等の専門家へ外注するというもの。既述の通り、申告書作成システム等の IT ツールが開発されているが、税制が複雑化する中で専門家の有する知見を積極的に活用する企業も多い。

具体的な回答例

- 外部専門家の活用による労働時間の削減と効率化（建設業）

- 当社が利用している会計ソフト等に精通している税理士に法人税等及び消費税等の申告事務を委託する。(不動産業)
- 生産性向上のため作業負荷の高い業務について、作業工程の見直しに加え、システム導入や外部委託を利用することで作業の効率化を行う(電気機器)
- シンプルに考える 専門性の高い仕事は専門家に依頼(情報通信業)

⑤内製化

上記の外部委託の拡大と相反する動きであるが、内製化を目標として掲げる企業も一定数見られる。これらの企業では、IT ツールの導入や社員教育、税務処理業務のマニュアル化などに取り組んでいる。また、社内の業務量とのバランスを考慮し、外注と内製化のバランスを検証している企業もある。

具体的な回答例

- 外注費を削減するため、社内の内製化を進めていくことにしています。また、一定の税務知識がある人であれば、申告書を作成できるようにマニュアル化を進めることを目標にしています。(その他)
- 経理担当者としてスキルアップすることにより決算申告書作成迄の資料等作成を社内で行うことにより会計士への委託金額を削減する。(機械)
- 税務担当者の能力向上を図り、税理士等が提供するサービスのうち、本当に必要なものを選択していく。(倉庫・運輸関連業)
- 税務関連の事務コストについては、その内容・業務負荷に応じて完全に外注するかある程度内製化するかを判断しています。外注の場合の依頼先の選定についてはコスト面・サービス面のバランスを考慮します。(卸売業)

⑥外部委託の効率化

これは既に外部委託を行っている企業のうち、さらに委託費用などの見直しを積極的にやっている社であり、自社に合ったより有用な委託先に切り替えることなどにより、断続的に委託契約を見直し、固定費の見直しを行っている。

具体的な回答例

- グループでの連結納税のため、外注する税理士法人の統一や、データ管理の方法の効率化を進めている(情報通信業)
- スコープの絞込み等を通じた起用コストの削減と効果的なアドバイザー起用を行うべく、税務アドバイザーの起用を経理部に対する事前報告事項としている。(卸売業)
- 税理士等、外部コンサルティング費用の見直しなど(非鉄金属)

(2) 企業規模と組織目標・考え方等の関係性

個別回答を頂いた企業を資本金別に区分した上で、税務の適正化・効率化以外の組織目標に着目し、傾向分析を行った。

資本金が 100 億円を超える企業群では、システム導入を掲げる企業や外部委託の効率化を目標に掲げる企業が多くみられ、内製化や電子化を目標として掲げる企業がやや少なかった。これは、規模に応じた全社的なシステム構築・効率化が重要であり、また、すでに大きな外部委託費を投じているところ、その見直しが進んでいるということを示すと考えられる。また、内製化はその規模の大きさ故に困難であり、適切なシステム化と外部委託により税務を処理しているものと思われる。電子化についても、そもそも体制が整っており、その対応の必要性が比較的小さいものと考えられる。

資本金が 10 億円超から 100 億円以下の企業群では、電子化対応、システム導入を掲げる企業が多く見られ、また、外部委託の拡大と内製化については、目的として掲げる企業が同程度みられた。これは上記の超大企業に比べて電子化対応が進んでおらず、また、その整備の観点もあり、システム導入が急務であるものと推察される。また、外部委託の拡大と内製化が同程度みられるのは、企業規模としては内製化も可能であるが、その費用対効果を各社で精査し、より効率的な税務処理体制を構築している結果と考えられる。

資本金が 1 億円超から 10 億円以下の企業群では外部委託と内製化を目標として掲げる企業が比較的多く、他方、システム導入を掲げる企業の割合が比較的小さかった。これは、企業規模が小さくなり、税務対応のための人員等の確保が難しく外部に任せる企業が多いという点と、規模が小さいからこそ内製化に踏み切る企業が見られるという二分化を表しているものと考えられる。また、システム導入を掲げる少ない点は規模がそれほど大きくないため、その導入インセンティブが小さく、外部委託に任せる社も多いことが要因と考えられる。

(3) 電子申告の導入が紙申告に比して事務負担の軽減に繋がっているか

電子申告の導入が税務負担の軽減に繋がっているかについての意識調査結果としては、多くの企業で電子申告が負担軽減に資しているという回答があった一方で、3 割程度の企業ではその効果が小さい、もしくは効果がないと回答している。

電子申告の効果を感じている企業の声として最も大きいものは自治体や各地税務署への紙書類の送付の手間が軽減されたことを挙げている企業が多い。また、電子化により修正等に伴う再印刷・資料管理が容易になったこと、データで処理を行うため転記等の作業負担が軽減されたこと、ペーパーレスによりリモートワークでの処理が可能になったことが挙げられている。

具体的な回答例

- ペーパーレス化：紙出力が不要、時間節約：データ送信により郵送受付時間の短縮、データ保存の利便性：データとして保存可能（サービス業）
- 提出先が多いため、紙だとセットアップ準備に非常に時間を要していたが、電子申告だと送信ボタンを1回押すだけで提出が完了するため、かなりの事務負担の軽減に繋がった。（倉庫・運輸関連業）
- 顧問税理士とのやりとりの簡素化。（電気・ガス業）
- 印刷、決裁・押印、交通費・時間などの負担が軽減できている。（サービス業）
- リモートでの申告が可能。押印申請の簡素化（食料品）

効果を感じていない企業の声としては、電子化した実質的な作業負担は軽減されていないこと、システムが複雑かつ使いにくいこと、既存ソフトウェアとの接続が悪い場合があることなどが指摘されている。

具体的な回答例

- 電子申告自体は負担の軽減につながる方法ではあるが、既存では、作成する側で、科目やフォーマットを電子申告用に調整・修正をする必要があり、余計な事務負担が増大する。
- また、その作成方法についても、ヘルプデスク、詳細なマニュアルなど、対応が不十分であり、事務負担の軽減につながっていない。（不動産業）
- 電子申告の推進には賛成であるが、現状の e-Tax においてはエラー個所の特定が困難、ファイルの読み込みに時間がかかる、連結納税において連結と個社で同じ内容の別表を作成する必要がある等、事務処理が増える側面があり負担の軽減にはつながっていない。（電気機器）
- E-Tax と弊社のセキュリティーシステムの相性が悪く不具合が生じ、E-Tax へのアクセスさえエラーが生じる。その都度システム担当（海外含む）とのやり取りで毎回、とてつもない時間を要する。その際の E-Tax のヘルプは全く役に立たない。（ガラス・土石製品）
- 捺印作業はなくなって、効率化した部分もあると思うが、システムが eLTAX、e-TAX に分かれている不便さ、電子認証カードの管理を考えると一概に事務負担が軽減されたとは言えない。（その他金融業）
- 電子申告の際、使用禁止文字が多くエラー解消の対応が煩雑であるため。税務ソフトの作業習得に時間を要するため。（その他）
- 電子申告でも、紙の申告でも、作成する資料や量は同じで、減っていない。負担の軽減にはなっていない。（その他）

○添付書類（財務諸表、科目内訳書）のデータ作成が今まで以上に煩雑になり、しかも、カンマのない数字や文字入力制限があり、結局、会社控えとしては別に作成が必要になり二重の手間が発生している。会社控えで作成した書式をそのままの状態でも電子申告できるような仕組みにしてほしい。また、今までは分業できていたが電子申告業務は一人に偏ってしまい効率が悪い。（その他製品）

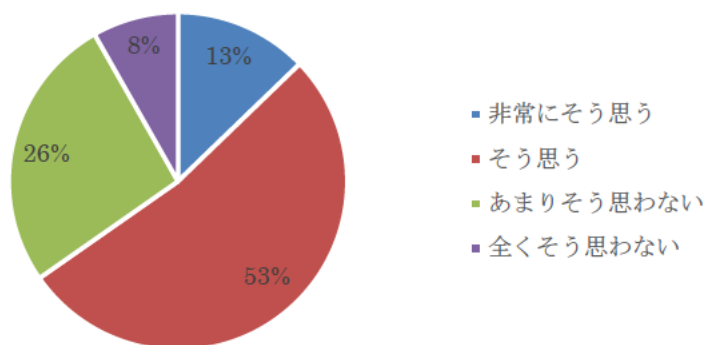
○電子申請そのもののシステムが「直感的」ではない、民間だったら廃業レベル。（情報通信業）

○ソフトウェアのインターフェースが使いにくい。役所の負担軽減を目的に作られており、納税者＝入力者側に立った造りになっていない。（輸送用機器）

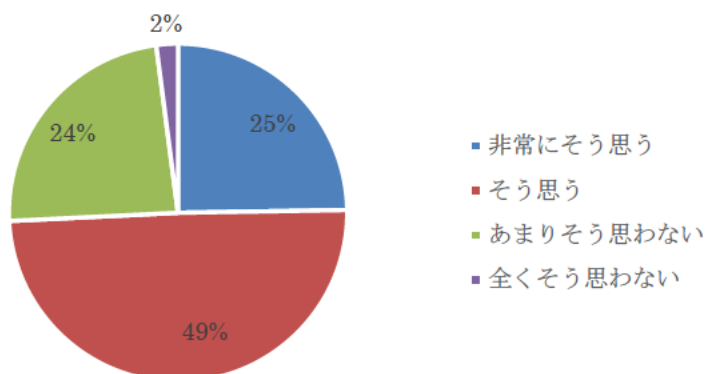
資本金別にみると、100 億円超の企業群では、電子申告の効果が全くないという回答をした企業はなく、8 割近くの企業がその効果を実感している。10 億円超から 100 億円以下の企業群でも同様の傾向が見られ、一部、全く効果を感じていない企業もみられるが、大宗は電子申告にメリットを感じている。他方、1 億円超から 10 億円以下の企業群では状況が一変し、電子申告のメリットを感じる企業は 6 割強にとどまり、3 割強の企業でその効果がほとんどないと回答している。

これは、企業規模が大きく、地方税の納税等により申告しなければならない先が多い企業にとっては、郵送に伴う事務負担の軽減効果が出ているが、そうでない企業にとっては、実質的な作業や申告項目等の軽減がなされていない中、使い勝手の悪いシステムにより手間が増えていることから効果が出ていないと考えられ、現行制度は規模の大きい企業にとって主にメリットのある制度に留まっている。今後は利便性の向上の観点から電子申告システムの見直しを行っていくとともに、申告内容の簡素化など本質的な軽減も検討していく必要があると考えられる。

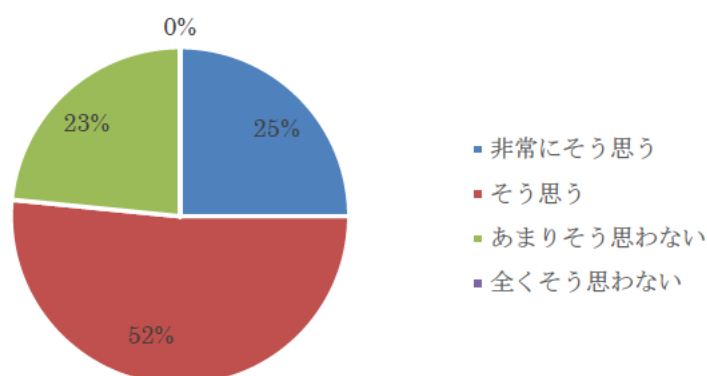
図表 3 電子申告制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 1 億円超 10 億円以下】



図表 4 電子申告制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 10 億円超 100 億円以下】



図表 5 電子申告制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 100 億円超】



(4) 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存が帳簿書類等の保存に係る事務負担の軽減に繋がっているか

電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存が税務負担の軽減に繋がっているかについての意識調査結果としては、そもそも利用していない企業が過半数を超えている状況であるものの、利用している企業では、効果を実感する声も多い。

まず、制度を利用していない企業の声としては、要件の厳しさや制度の複雑さが挙げられており、利用したいが制度を理解する時間がないことや自社の規模に対して導入メリットが小さいという声もあり、簡素化が求められている。

具体的な回答例

○申請・運用にハードルが高い。申請条件をもっと緩やかにしてほしい。フロー図の作成は時間がかかるためなかなか申請までに至らない。(その他製品)

○タイムスタンプや経理システムへの投資意思決定および当該システムの選定方針が社内で決断できるフェーズにない。(導入してからはシステムにある程度拘束されるため、事業環境の変動に対応できるか不安がある。)(その他金融業)

利用し、効果を実感している企業の声としては、紙保存に係る管理コストの削減を挙げるものが多く、実益に適っているとと言える。ただし、効果を実感している企業においても適用要件の厳しさを指摘する声は多い。

具体的な回答例

○仕訳帳・総勘定元帳については電子帳簿保存により紙の出力保存が不要となっており、事務負担の軽減に繋がっている。一方、国税関係書類のスキャナ保存については要件が厳しく適用が難しいこともあり、適用要件の緩和を要望したい。(電気機器)

○ペーパーレスによる帳簿等の差替作業や保管作業の業務効率化に直結しているため(不動産業)

○仕訳帳や総勘定元帳といった大容量資料が電子化されることで保管保存・検索という面で事務負担軽減につながっている。(電気機器)

○売掛、買掛の台帳に適用しています。紙がなくなりました。その他は適用していません。請求書や領収書等の紙をデータ保存にしたいところですが、課題が多いため進みません。画像による取り込みも何気に手間です。(卸売業)

効果を感じていない企業の効果としては、制度を利用しているが、その運用に当たっては既述の要件の厳しさがあり、それを達するための負担が大きいという声が多い。

具体的な回答例

○国税関係書類の電子保存(4条1項)については10年前から適用を受けており、一定の負担軽減につながっている。一方で、スキャナ保存(4条3項)及び電子取引に係るデータ保存(10条)については、適用要件(特に検索要件)の規程が企業活動実態に則しておらず、導入・活用が困難である。本件については、事務負担軽減に向けた法改正を強く求める。

(輸送用機器)

○BS・PL等会計システム等で作成する資料の保存は軽減になるが、仕入先からの請求書。従業員の経費精算の領収証等はまだまだ法整備等のハードルが高く使用出来ない。

(食料品)

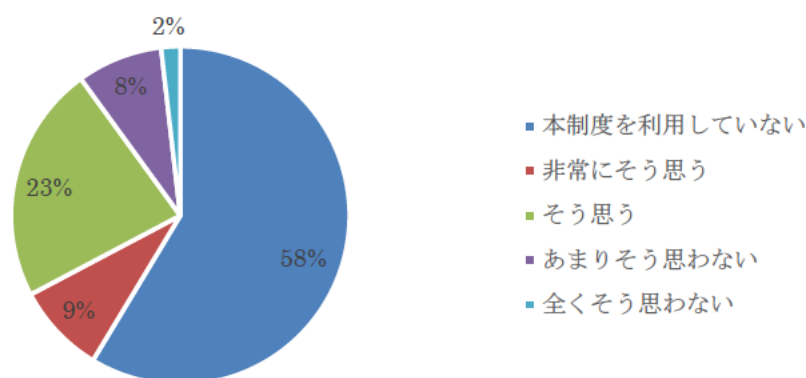
○請求書等の日常的に処理が必要となる書類についてスキャナ保存が可能になっていますが、その適用を受けるための要件(入力期間の制限、適正事務処理要件など)を充足するための体制構築のハードルが高く、最も処理量の多い書類については書類保存を継続せざるを得ず、事務負担軽減につながっていないと思っています。(その他)

資本金別でみると、100億円超企業では利用している企業の割合が7割を超える一方で、1億円超から100億円以下の企業群では利用していない企業が過半数を超える状態。

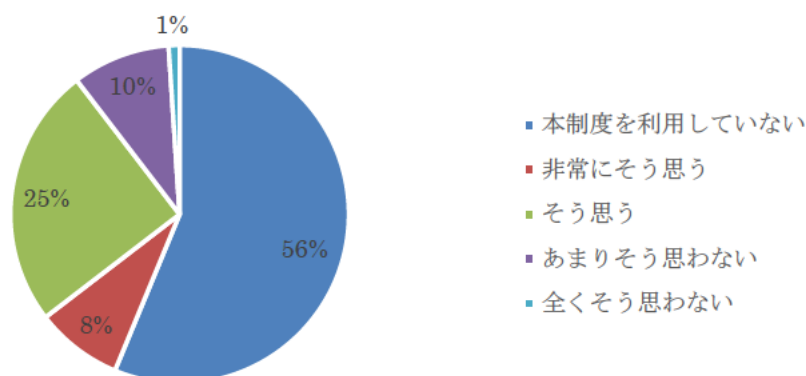
なお、利用している企業の中では、効果を実感する企業の割合が企業規模に依らず半数以上を占める。

本制度も実益にはかなうものの、企業規模が大きく体制が整っている企業でしか導入ができず、利用が伸び悩んでいる状況であると考えられる。適切な情報管理等を前提として、簡便性を高めていくことが求められるものと考えられる。

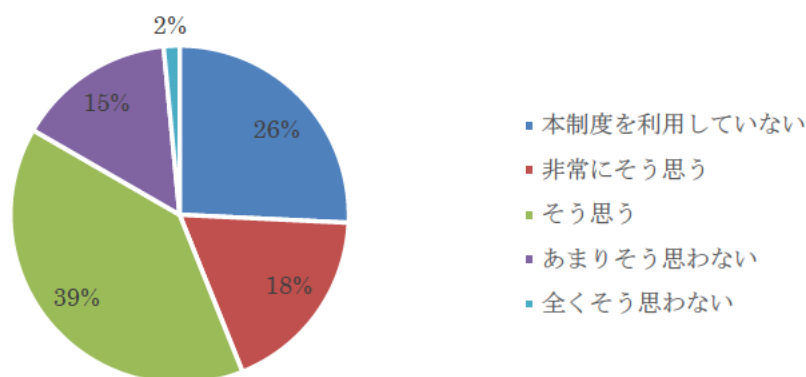
図表 6 電子帳簿保存制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 1 億円超 10 億円以下】



図表 7 電子帳簿保存制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 10 億円超 100 億円以下】



図表 8 電子帳簿保存制度により事務負担が軽減されたと感じるか【資本金 100 億円超】



(5) まとめ

企業が掲げる税務に関する組織目標や考え方および電子申告制度や電子保存制度の効用について意識調査及び個別事例分析を行った。企業規模に応じて、各社各様の組織目標を掲げているが、電子申告対応やデジタル化・IT 化による負担軽減を目指すものが目立った。また、電子申告制度や電子保存制度については、システムの課題等があり規模が大きく、制度を容易に受け入れられる企業のみその効果を裨益できている状態であると考えられる。今後も断続的にユーザビリティ、利便性の向上を目指して制度を改善していく必要があるものと考えられる。

第 III 章 「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の実施

中長期的な税制の課題について検討を深めるため、外部有識者を招聘して実施した「第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会」の概要をまとめる。今年度は、中長期的に税制に影響を与えうる事項として、フリーランス、所得保障（ベーシックインカム等）、無形資産、スタートアップ支援に着目し、現在起こっている構造変化や発生している課題、税制上の問題点や対応策について議論した。

1. 第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会の概要

(1) 開催の目的

A I やロボット等の先端技術の活用を軸とした第 4 次産業革命の進展により「モノからサービスへ」、「所有から利用へ」などといった生産・消費活動の転換が世界規模で生じている。

本研究会では、このような構造転換が今後どう進んでいくかを検討しつつ、あるべき中長期の税制に向け、複数あるシナリオや考え方を整理する。

(2) 構成員

(座長)

森信 茂樹 中央大学法科大学院特任教授

(委員)

浅妻 章如 立教大学 法学部 教授

梅澤 高明 AT カーニー株式会社 パートナー／日本法人会長

大橋 弘 東京大学大学院 公共政策大学院 教授

片桐 直人 大阪大学大学院 高等司法研究科 准教授

川口 大司 東京大学大学院 経済学研究科 教授

佐藤 主光 一橋大学大学院 経済学研究科 教授

村上 由美子 経済協力開発機構(OECD)東京センター 所長

諸富 徹 京都大学大学院 経済学研究科／地球環境学堂 教授

(オブザーバー)

小木曾 稔 新経済連盟 政策部長

小畑 良晴 日本経済団体連合会 経済基盤本部長

(3) 開催状況

2020 年度第 1 回研究会 フリーランス (2020/7/29)
2020 年度第 2 回研究会 フリーランス、所得保障 (2020/10/23)
2020 年度第 3 回研究会 無形資産、スタートアップ支援 (2021/1/21)
2020 年度第 4 回研究会 中間とりまとめ、フリーランス (2021/2/15)

(参考) 2019 年度研究会の実績²

2019 年度第 1 回研究会 デジタル資本主義 (2019/4/22)
2019 年度第 2 回研究会 非通貨取引 (2019/7/4)
2019 年度第 3 回研究会 労働 (2019/9/17)
2019 年度第 4 回研究会 無形資産 (2019/12/19)
2019 年度第 5 回研究会 シェアリングエコノミー (2020/2/14)

² https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000132.pdf

2. 調査内容

(1) 各回における議論

① 2020 年度第 1 回

日時 : 2020 年 7 月 29 日(水)10:00~12:00

プレゼンター : 事務局(経済産業省、MURC)

■フリーランスの所得捕捉率

- ・ フリーランスの事業所得の捕捉率について、課税最低限以下の人の所得が分子の課税対象所得に含まれていないため、低く出るとは当然である。
 - 事業所得の捕捉率に関しては伝統的自営業者の所得も含むため、企業側が源泉徴収を行うフリーランスに限定する場合の状況とは異なる。
 - サラリーマンは給与所得控除があるため、雇用的自営業者よりも税の徴収率が高いとの説もある。

■コロナ禍の影響

- ・ 芸術関係のフリーランスを対象とした調査(3月末実施)において、新型コロナウイルスの感染拡大に関する影響が包括的に示されている³。3月末から仕事がほぼなくなった方が大多数である。彼らは自発的に仕事を減らしたわけではない。

■フリーランスに対する政策支援の方向性

- ・ 多様性のある相当の所得を有するフリーランス、典型的なギグワーカーは増やす方向が望ましい。他方、雇用的自営に関してはセーフティネットに重点を置いた政策が求められる。
 - フリーランスの所得分布は U 字カーブであり、スキル等によって所得格差が大きい。セーフティネットの議論にあたって、線引きはどのように行うべきか。
 - 政府としては、ハイスペックなフリーランスだけでなく、ギグワーカー等多様な働き方を推進する方向性である。背景としては社会保障改革があり、高齢者の方も含めて働き方の多様性を進めることが必要。
 - ロースキルのフリーランサーについては、セーフティネットを強化させる方向が望ましい。
 - セーフティネットの充実にあたっては財政負担が生じることに留意は必要だが、議論の方向性はその形である。
 - 経済全体の柔軟性を高めこと、高付加価値のフリーランスを増やすことの両方の実現を目指したい。

³ <https://www.k-three.org/blog/press-conference>

- ・ これまでのセーフティネットは格差是正・所得再分配が中心であった。フリーランスは、経済状況の変化の影響を受けやすいことから、むしろ保険の役割が必要。例えば、フリーランスに対して、欠損金の繰戻し還付のような制度を採り入れることで、安定につながるのではないかな。
- 確定申告に対してインセンティブを与えることになるため、コンプライアンス向上にもつながる。マイナンバーの紐づけを行うことで実現できるのではないかな。
- 一定の閾値を設け、所得がそれを上回っている場合には納税、下回る場合には給付のイメージである。所得税と給付を一体的に考え、給付は負の所得税として捉えればよい。長期的な視点に立つと、所得税及び給付によって保険機能を強化できる。消費税には保険機能はない。
- ・ 持続化給付金はあくまでも緊急措置である。今回のコロナ禍で顕在化した課題に対しては、恒久的な財源確保を前提とした税制・給付の見直しで対応すべきである。再分配ではなく、保険としての税制・給付のイメージである。

■危機時における支援の方法

- ・ 所得減少に対する支援方法として、①企業を支援することで雇用を守る、②所得が減少した者等に直接給付する、という2つの方法がある。
- ①を行う理由として、企業が解散すると、企業の有する無形資産が消滅し、組みなおすときに大きなコストがかかるためである。無形資産がない場合には、企業には廃業してもらい、個人や世帯に対して給付を行うことが考えられる。
- 今般のコロナ禍においては、急な対応が必要であったために持続化給付金により①の支援を行ったが、今後類似の状況がある場合には、いずれを選択するか整理することが望ましい。
- ゾンビ企業を作らない観点からは、持続化給付金は廃業する個人に直接給付しても良いのではないかな。
- ・ 企業に対する支援として、融資はなじむが給付はなじまないのではないかな。
- 現在、国民金融公庫は多くの融資を実施している。融資に関しては、返済できない企業に対して減額する対応も考えられる。
- コロナ禍のような例では、特定の層が大きな影響を受ける。例えば、フリーランスや投資を積極的に行った企業である。企業に対しては、政府は出資を行うことによって、リスク分担することが考えられるのではないかな。融資はあくまでも借金である。
- 今般のコロナ禍においては、中堅企業あたりのダメージは大きく、融資では不十分であり、出資が必要である。
- ・ 個人への支援に関して、個人単位・世帯単位のいずれで行うかも課題である。
- 家族も多様化しているため、世帯の定義は今後難しくなる可能性。

■持続化給付金の課題

- ・ 持続化給付金は収入を基準として給付対象が決まるが、なぜ所得を基準にしなかったのか。
 - 経費を増やすことで所得を下げるができるため、不正な申請が起こることを懸念した。多くのフリーランスは、交通費を除くと経費はほとんど発生せず、収入で見る方が良いと判断した。
 - その考え方では税と社会保障の接合はできない。
 - 芸術文化系のフリーランスは、制作、衣装等経費がかかっている。
- ・ 持続化給付金については、事業継続は要件となっているのか。
 - 事業継続が目的であるため、事業継続の宣言を求める。ただし、給付後に廃業する場合であっても、宣言すれば給付される。事業承継税制と異なり、雇用継続要件等はない。
- ・ 持続化給付金の申請は 238 万件、うち 231 万件が給付済みとなっている。ただし、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告したフリーランスによる申請は 1 か月で 2.1 万件にとどまっており少ない。
 - 申告が少ない要因は、周知不足と手続きの煩雑さだろう。
 - ただし、事業所得を申告しているフリーランスに関しては、多くの申請を受けている。

■フリーランスの所得に係る税務上の扱い

- ・ 事業所得に関しても概算控除を認めればよいのではないか。
- ・ フリーランスは税務手続きが煩雑である。サラリーマンは、企業が源泉徴収・年末調整を行っているが、フリーランスは自身で確定申告することが必要。税務手続軽減の観点から、マイナポータルを活用した申告手続の負担軽減を主張している。
- ・ フリーランスとサラリーマンの間での所得分類の相違が課題として挙げられる。
 - 所得分類に関しては、特に雑所得の扱いが難しい。趣味的な活動から生じた出費や赤字分を業務分との切り分け方、補足方法について技術的に難しい。
- ・ OECD において、プラットフォームと個人の関係に関し、税制の観点からのとらえ方についてのモデルガイドラインが示されている。
- ・ 基礎控除・家内労働者等の特例、青色申告特別控除を併用することで、相当額の控除が得られるが、併用している例はあるのか。

■給付・税務手続におけるマイナンバーの活用

- ・ 給付金の支払いに関して、マイナンバーを口座に紐づけるべきではないか。
 - マイナンバーの紐づけは進んでいるが、給付金受領の際の便宜が主眼である。すべ

ての口座に付番を義務付けなければ、公平な所得把握は実現しない。

- ・ 税務手続軽減の観点から、マイナポータルを活用した申告手続の負担軽減を主張している。※再掲

② 2020 年度第 2 回

日時 : 2020 年 10 月 23 日(金)13 : 30～15 : 30

プレゼンター : 事務局(経済産業省、MURC)

■コロナ禍における支援の在り方 (全般)

- ・ コロナ禍におけるフリーランスに対する支援メニューは多く存在するが、ワンストップの窓口がなく複雑な制度となっている。窓口の統一化が望ましい。
- ・ (コロナ禍のような非常時でない)平時において、給付付き税額控除等を実施できるインフラを整備することが、コロナ禍のような非常時における迅速な給付に繋がる。

■フリーランスと社会保障制度の在り方

- ・ フリーランスの要素として、働き方が従属していることが挙げられる。社会保障制度における従属性との関係はどう考えるべきか。
 - 実態として働き方が従属しているならば、そのような定義に改めるべきである。ただ、経済全体へのインパクトについても同時に考えることが重要である。
- ・ 憲法学の視点からは、個人に対する資本性資金の投入は財産権侵害になるのではないかという議論がある。例えば、震災の被害にあった持ち家に対する支援はできないとの議論があった。
 - 予算法・補助金適正化法の観点から、個人の資産形成に対して政府が支援を行うことができないという考え方を政府は持っている。法律上明確化されている訳ではない。ただし、資本性資金であっても、個人の資産形成に該当しないのであれば支援できる可能性はある。
- ・ 伝統的自営と雇用的自営の線引きは、資本や労働力の活用の有無でないかと考える。勤労性所得だけを支援対象にすべきとの議論に結びつく。
 - 勤労性所得と資産性所得に線引きするのではなく、一気通貫で支援策を導入すれば良いのではないか。UberEats の自転車費用の扱い等、様々な課題がある。

■フリーランスの社会保障に関するプラットフォームの役割

- ・ フリーランスに対する社会保障に関して、プラットフォームに一定の負担を負わせることも考えられる。
 - ドイツにおいては、芸術家を対象として芸術家基金が導入されている。そこでは、芸術家個人は 5 割、芸術家に委託等をしている企業は 3 割、連邦政府は 2 割を負担している。政府の負担については、文化政策の一環としての意味もある。
 - わが国におけるギグワーカーについては、就労者 5 割、プラットフォーム 5 割の負担として類似の制度を導入することは考えられる。
 - 日本のフリーランスの社会保障制度の仕組みを考える上でも参考になる。また、国

が 5 割負担している国保の制度も参考となる。フリーランスの社会保障制度として、全体の 2~3 割を使用者、残りを国保の考え方を適用して国が一部負担する形を作ることが考えられる。

- ・ プラットフォーマーに負担を負わせることに関しては、働き方の中立性とプラットフォームビジネスの振興の両面から、検討することが必要になるだろう。
- ・ プラットフォーマーを考える上で、①Uber のようにフリーランスと雇用類似の関係にある者、②Airbnb のように仲介を行うだけの者を区別することが必要。社会保険料負担を負わせるべきは、①のように既存の雇用者に類似した見かけだけのプラットフォームである。

■高スキルのフリーランスへの対応

- ・ 高スキルを有し、安定した会社員になるのではなく、起業の道を選ぶ若者が増えることを規定する。税・社会保障の観点から、そうした者にどのようなインセンティブを提供できるか検討することが必要。
 - 高スキルのフリーランスと低スキルのフリーランスは、分けて議論することが有用。高スキルのフリーランスについては、年度毎の収入の均一化が議論となる。
- ・ 人に投資できる仕組みがあると良い。所得連動型給付のように、投資した相手の個人の所得に応じて投資家が投資回収できるようなイメージである。
 - 人材育成、教育関係費用を控除可能にすることが重要になる。

■所得保障の在り方

- ・ 個人に対しては、負の所得税のように迅速に給付する仕組みが望ましい。
 - 繰越欠損金に類似した制度を個人においても導入することは、課税期間を長期に設定することを意味し、低所得者に対しては低税率で課すことが前提となる。一方で、負の所得税については、低所得者の税率が高くなるのではないか。
 - 負の所得税のもう一つの目的は貧困の罠からの脱却。なお、実際に社会保険料の減免や家賃減免も考慮して計算すると、低所得者の方が税率は高い。
 - 現状では低所得者の方が実効税率が高いため、他給付を含めて改善する必要がある。最終的には全ての給付を一本化することが考えられる。
- ・ コロナ禍における対策に関して、東京財団より緊急提言を公表した。この中では、リアルタイムでの所得捕捉が難しい現状においては、①前年の課税所得が一定以下の就業者を対象に、②いったん給付を行い、③今年の年末調整や確定申告の際、今年の課税所得に応じて一部を回収(追徴課税)することを提案している。フリーランス支援としても有用。
 - 給付金を後から取り戻すことは多大な執行コストがかかり、執行面から実現性に疑問。所得のない人は確定申告しないため、彼らに課税することは困難。低所得で

税率が低い者は確定申告を行うのか。

- 確定申告を行わない者への対処は、法律の執行の問題である。提言においては、高所得者が給付金を全額受け取ることは望ましくないことを前提としている。
- 当初から高所得者には給付金を支給しなければ良いのではないか。
- 今般のコロナ禍における特徴として、1年を通じて高所得であるものが誰であるのか特定することが困難であったことが挙げられる。そのため、不安な者は一旦給付を受け、高所得である者は事後的に税（新たな税率表を設定）の形で返してもらうことを提案した。
- ・ 所得には不確実性が伴い、所得税はその保険機能を担うことが期待される。負の所得税は、所得が高い時には保険料として税を支払い、所得が低い時には保険金を受け取る収入補償保険のようなイメージである。所得減少の原因は問わないものである。
 - 失業保険であれば、業種毎にリスクが異なることが前提となり、保険料が設定されている。その考え方を無視することはできないのではないか。
- ・ 給付付き税額控除の課税単位について、勤労を重視する国は個人単位、社会保障を重視する国は世帯単位となっている。
 - 日本の特徴として、ひとり親世帯の子どもの貧困率が高いことが挙げられる。世帯単位で給付する際には、必要な給付が行き届くよう工夫することが必要。
- ・ 日本において、給付付き税額控除は消費税の逆進性対策の文脈で議論がなされてきた。勤労税額控除の考え方からスタートしていれば議論が進展していただろう。

■今後の研究会の議題

- ・ 無形資産に関して、人的無形資産形成も含めて深堀してはどうか。無形資産を税制上どう扱うか、研究開発活動のような無形資産投資の会計上の扱い（投資 or 費用）の違いによる企業行動への影響にも関心がある。
 - キャッシュフロー課税を導入すると、無形資産と有形資産の税制上の扱いは同一になる。
 - 法人税は、企業会計をベースとしているため、企業会計上の無形資産の扱いが課題。人的資本は会計上の無形資産には含まれない。
- ・ 日本においては人的資本投資が過少であると企業、政府ともに認識している。人的資本形成の在り方に関し、北欧における積極的労働政策も含めて議論できると良い。
 - 高等教育にかかる費用を、就職後数年間損金の形で計上できる仕組みを考えたことがあるが、（高等教育の恩恵を受ける）富裕層優遇であるとして批判を受けた。
 - 人的資本投資については、親から子への支援が著しく有利になっている。親子関係以外での支援は、不適切な支援との区別がつかず、税制優遇は難しい。
 - 支援する者と支援を受ける者の間に、中間組織を介在させると、不適切な支援は防止できる。

- 資産を有する高齢者と、人的資本形成が必要な若者のマッチングが重要である。
- ・ 今後、中小企業の廃業、倒産の連鎖が予想される。現行のセーフティネットを提供する補助金だけでなく、新陳代謝に繋がるインセンティブを与える税制を期待する。
- 租税法分野で研究が進められており、倒産会社の欠損金の活用についての研究がなされている。ただし、繰越欠損金を有する企業の買収による法人税負担の軽減は、最高裁判決において組織再編成税制の濫用であると判示された（ヤフー事件）。

③ 2020 年度第 3 回

日時 : 2021 年 1 月 21 日(木)10:30~12:30

プレゼンター : 事務局(経済産業省、MURC)

■無形資産に対する課税のあり方

- ・ 国際的な潮流として、①BEPS においては無形資産が産み出す超過利潤に対する課税の導入(国際課税)、②米国における FDI 等の無形資産由来の所得に係る低税率の採用(国内課税)、の 2 つの流れがある。これらをどう理解すべきか。
 - BEPS は多国籍大企業の議論であるが、国内課税に関しては多国籍大企業だけでなくベンチャーもスコープに入っている。役割が異なる。
- ・ BEPS 対応が機能しない場合の対応についても検討すべき。無形資産は区分が曖昧であることから、キャッシュフロー課税が望ましいと考える。
 - 研究開発活動においては、ヒト・モノ双方への投資を行うが、ヒトへの投資・モノへの投資の扱いが異なることに企業は違和感がある。
- ・ パテントボックス税制を導入する国が増えると、ライセンス料を支払う側(市場国)で控除を認めない流れが起き、市場国課税の強化の流れが起きる可能性がある。
- ・ 研究開発活動への優遇について、研究開発活動(インプット)、成果である無形資産(アウトプット)のいずれを優遇するか整理すべき。双方への優遇は行き過ぎ。投資と利益のいずれにインセンティブを与えるべきかという法人税率引き下げの議論と同様である。(佐藤委員)
- ・ 無形資産の扱いに関し、資産化される場合には種々の手続きが発生することもあり、費用計上される方が無形資産投資は促進されると企業は考えている。ただ、税務調査により費用計上が否認されることもあるとのこと。
- ・ イタリアではインダストリー 4.0 関連の投資については最大 170%の割増償却が認められている(ハイパー償却制度)。日本においても参考になる。

■令和 3 年度税制改正

- ・ 令和 3 年度税制改正において、無形資産の費用計上・資産計上の区分に関して、整理されたのか。
 - 研究開発税制に関しては、クラウドを通じてサービス提供するソフトウェア開発費を対象としており、一定改善している。ただ、無形資産の資産計上に係る税務上の原則については改正されていない。
 - 研究開発税制について、新規プロジェクトの実施に係る人件費・専ら要件等の課題も残っていると考えている。

■無形資産と人材の流動性

- ・ 日本人のスキルレベルは高いが、有効に活用されておらず、社会全体として最適化されていない。その背景として日本の労働市場の流動性の低さが挙げられる。
 - ハードウェアに知見を有する者とソフトウェアやアートに知見を有する者との融合や交流がなく、会社を超えた人的流動性がなかったことから、スマートフォン市場で苦戦している。税制面で労働市場の流動性を促進できないか。
 - 税制面からは、退職金税制は長期勤務の者を優遇しており、改正すべき。
- ・ 労働市場の流動性が高いと会社は人的資本投資を行うインセンティブが弱くなる。労働市場の流動性の高い国では個人が人的投資を行っているのか。
 - 投資している。一方で、日本ではスキルの獲得と昇進・再就職の相関がみられないため、個人が人的資本投資を行うインセンティブに乏しい。
 - 流動性の低さが人的資本投資の少なさに繋がっていると考えられる。メリットベースでスキルを持つ労働者とスキルを必要とする企業のマッチングが最適になされると、そこから生まれる無形資産が大きくなる。
- ・ 流動性の最も高い働き方はフリーランスである。ただし、被用者と比較して、税制・社会保障等が異なっていることから、見直す余地がある。
 - 例えば、スキルを身に着けるために大学等に支払った授業料の控除を認めることが考えられる。人生 100 年時代を考えると、リカレント教育への支援が重要。
- ・ 新経連では教育投資税制として大学への教育投資の控除等を提言している⁴。
- ・ 人的資本投資に関しては、個人に対して教育訓練投資を行うインセンティブを与えることも重要。北欧では、労働市場の流動性が高いが、教育に係る補助や税制優遇を行っている。教育については質を確保することは必要であり、効果的な教育プログラムを開発していくことが重要。

■データの扱い

- ・ BEPS との関係ではデータベースの取り扱いが課題。また、データベースの設置に係る規制・要望をどうクリアするか課題。
 - データベースを利潤の源泉にすることは重要であるが、そこへの課税方法が課題。
- ・ データの価値に関しては、データの量と相関していない。また、わが国の TFP やマークアップ率を見ても相関が低い。ただ、データの取引の在り方については問題であり、資産と見做すかサービスのフローと見做すのか要検討。
 - OECD は、データはアルゴリズムによる分析で初めて価値化されるとしている。超過利益はデータの価値化の具現化であり、超過利益への課税の流れである。

■スタートアップの投資家に対する取組

⁴ 新経済連盟「コロナ問題を乗り越えるための税制提言」(2020 年 5 月 22 日)P15

- ・ アメリカではパススルー税制が導入されており、損益通算も可能であることから、スタートアップへの投資が盛んになっている。また、労務出資が認められており、ノウハウを出資に計算することができることから、ノウハウを有する者と資金を有する者を組み合わせることができる。
- ・ フランスではエンジェル税制の適用に関連して、出資の小口化が行われている。一口250ユーロ程で、銀行・証券会社の窓口で一般市民が購入することができる。様々な投資先に分散投資可能であり、日本の「ふるさと納税」に似ている面もある。
 - 日本でもクラウド・ファンディングは活況を呈しているが、税制優遇は設けられていない。
 - ヘルステックや気候変動対応等の特定の社会問題解決に貢献したいマインドを有するベンチャーに投資することも可能である。若者は何らかのイシューに対する関心があるため、潜在的なニーズはある。
 - 日本でもファンドを用いた小口分散化はできるが、投資家数の制限があり、小口の投資家を集めてもまとまった金額にはならない。結果的に富裕層が用いることとなる。
- ・ リスクを誰が分担するかがポイント。イスラエルのインキュベーターズ・インセンティブ・プログラムにおける政府の資金提供は、出資と融資のハイブリッドと言える。成功の程度に応じて返済額を変動させる仕組み(所得連動型奨学金に近いスキーム)を導入することで、マーケットと投資家の間でのリスク分担ができないか。所得の把握は一般投資家には難しいため、課税庁が資金回収も行うことが考えられる。
 - イスラエルの例では、政府がロイヤリティを有しているとも見做せる。一方で日本では政府が支援した企業が成功した時に、回収できる仕組みはない。

■スタートアップの起業家に対する取組

- ・ 起業にあたって、大学等研究機関の役割が重要である。研究者の起業を促すための措置が必要である。例えば、フランスのアルグレ法のように研究者がステータスを保持したまま起業できる仕組みが必要ではないか。
 - 研究者の中には技術への意識が強いが、お金を稼ぐことへの意識が低い者もいる。
- ・ 新技術を用いて起業する際のリーガルリスクが課題。日本では規制のサンドボックス制度の利用が伸びておらず、新規プログラムの利用によって逮捕されるリスクもある(Winny 等)。
 - 起業はリーガルリスクだけで決まるわけではないが、てこ入れ策が必要だと認識している。また、新分野については警察と議論することもある。

④ 2020 年度第 4 回

日時 : 2021 年 2 月 15 日(月)10:00~12:00

プレゼンター : 事務局(経済産業省)

■フリーランス政策の現状

- ・フリーランス等の契約情報をマイナポータルへ登録することを検討することとなっているが、どの省庁が所掌するのか確認して欲しい。

- ・労災保険の特例加入制度の対象に芸能従事者を加えるとのことだが、どの範囲の者を加えるのか。演者だけでなく、音響、演出、制作、プロデュース等、ほぼ全ての方がフリーランスとなっている。持続化給付金の対象ではあるものの、コロナ禍により厳しい状況に置かれている。広くセーフティネットを敷けると良い。

- 厚生労働省の審議会によると、芸能従事者の範囲に、実演家、演出家、撮影照明、音響、メイク等やマネジメントが含まれ、広めに定義されているものと思料。

- ドイツの芸術家基金では、対象にジャーナリストも含まれており、対象は相当広い。ドイツ芸術家基金では、本人に加えて、相当の国費も投じられている。

- ・フリーランスの視点からは、年金のポータビリティも重要。オランダでは年金のポータビリティが他赤く、それにより労働市場の流動性が向上したものと認識している。マイナポータルの活用により、年金のポータビリティを向上させるような議論はあるのか。

- 年金については iDeCo の導入により、ポータビリティが向上している。

- フリーランスの中には、ずっとフリーランスとして働いている者もいるが、一時的に会社に雇用されていた者もいる。雇用スタイルの流動化に合わせて、年金の柔軟性の向上についても議論する必要があるかもしれない。

- 現在、基本的に年金のポータビリティを高める方向に進んでいる。

■中間とりまとめ 全般

- ・キャッシュフロー課税をはじめ、用語集をつけることが望ましい。
- ・所得税を総合課税とすることを検討課題とすることを記載してはどうか。これまでは情報収集の難しさや情報流出の懸念から実現は難しかったが、システム等のインフラが整ってきている。

■中間とりまとめ 2. 経済社会構造の中長期的変化と税制面等の課題—(1)消費構造の変化

- ・学会等では、DST を課しても課税国内において価格が上がるだけとの議論がなされている。本中間とりまとめで「デジタル財から生じる消費者余剰への課税」として意義

を見出しており、学会等の議論に一石を投じるものとなる可能性がある。これまでの否定的な議論についても言及してはどうか。

- DST は理論的におかしいわけではなく、課税国に税収ももたらす。居住地国でも源泉地国でも徴収できていない税収を確保できることは DST のメリット。
- ただ、DST は値上げをもたらすだけで、デジタル企業にとっては負担となっていないという議論がある。この議論に対しては、レントが生じているため DST に意義があるとの反論もあるが。本文の修文として、例えば「DST については、従来、価格に転嫁されるだけでデジタル企業にとって負担にならないという議論が一部にみられたが」という一文を追加してはどうか。

■中間とりまとめ 2. 経済社会構造の中長期的変化と税制面等の課題—(2) 労働・所得環境の変化

- ・ 所得格差については、AI・デジタル化の進展によって所得格差が拡大する中で、税による所得再分配の在り方を検討することは非常に重要。税にとって最重要課題。
 - 税制上の論点に、「タックスミックスについても再考していく必要がある」とあるが、どのような意味か。
 - AI やデジタル化による所得格差拡大等に伴い、所得税収が見込めなくなるのであれば、他の税目から税収を得る必要があるとの趣旨である。
- ・ P5 に、「競争における事前の公平性を担保するという考え方から、人的資本への投資に重きをおくべきではないか。」とあるが、人的資本への投資が競争における事前の公平性に資することの理由が分かりづらい。この文章の意味を明確化するか、「事前の公平性」の削除を提案したい。
 - 人的資本への投資(=教育投資)により、競争の土台である教育を公平に受けられることを担保する旨の意味であると理解している。
 - 例えば大学の学費を優遇する場合、大学に進学できる者は恩恵を受けるが、進学できない者は恩恵を受けない。公平性の問題ではなく、効率性の問題ではないか。
 - ベーシックインカムは就労の有無に関わらず給付するもの。就労意欲のある者に絞って支援する考え方もある。
- ・ P5 に記載されているように「プラットフォームの責任論を考える際には、純粹にマッチングの場となっている場合と、実質的に雇用規制の逸脱も企図されているような場合とを分けて考えるべき。」ことが重要。ただ、実際には雇用規制の逸脱であるか否かの判断が難しく、雇用契約とは何かという議論に行きつく。ギグワーカーを雇用の論理のなかに閉じ込めてしまって良いのか議論が必要。

■中間とりまとめ 2. 経済社会構造の中長期的変化と税制面等の課題—(3) 企業部門側

からみた特筆すべき構造変化

- ・ 無形資産投資を促進するための税制に関し、「努力と成果のどちらに対しても優遇を与えるのはおかしいので、どちらを優遇するか望ましいかを整理する必要があるのではないか。」との記載と、「パテントボックス税制の導入を検討すべき。」との記載は矛盾するのではないか。

- 中間とりまとめ案においては、本研究会で指摘のあった複数の考え方を列挙する形でまとめているものである。

- 「パテントボックス税制の導入を検討すべき。」との議論は、「どちらを優遇するか望ましいかを整理する必要があるのではないか。」とのボツのなかに、カッコ書きにする方が良いのではないか。

- ・ 「一律にキャッシュフロー課税に移行することが望ましい」との記載があるが、その理由について論理立てて説明すべき。

- 無形資産の資産計上/費用処理の区分を整理することが難しいため、キャッシュアウトに着目してキャッシュフロー課税化することが望ましいと意見であると理解している。

- キャッシュフロー課税の導入については、①無形資産について資産/費用の区分が難しいためキャッシュアウトに着目すること、②現行の法人税(正常利潤・超過利潤双方に課税)から超過利潤への課税に移行すること、という2つの意義がある。

- キャッシュフロー課税は超過利潤に対する課税であり、無形資産由来の超過利潤が増えている中で、それに課税するとの趣旨であると理解してよい。

■ 中間とりまとめ 2. 経済社会構造の中長期的変化と税制面等の課題—(4) 通貨取引の変化

- ・ 非法定通貨取引における利潤の把握方法は重要である。
- ・ この1年ほどで、リブラだけでなくクリプトアセット(暗号資産)の世界で大きな変化が起こっている。OECDでもグローバルレベルでの税制対応の検討を行おうとしている。記述内容について、現状とギャップがあるように感じるので、アップデートが必要。

- ・ クリプトアセットの問題は、資産としての役割、交換手段の役割のどちらに着目するかで、議論が異なる。今、ビットコイン等で問題になっているのは、資産の側面であり、それに対応するための項目を追加してはどうか。

- クリプトアセットには匿名性があるため実態把握が困難。交換所から情報収集すれば把握できるが、交換所はバーチャルに存在するため、どの国が課税権を持つかが課題。

- 交換所に本人確認を求める国と、本人確認を求めない国が存在する場合、

本人確認を求めない国の交換所で現金に換える場合には日本の当局は把握できない。

➤ 交換所が現在価値を投資家に伝える仕組みとなっており、国税当局へも通知される。

・ クリプトアセットの取引から得られる所得の扱いについて、譲渡所得、雑所得のいずれとみなすか課題。国税庁は雑所得であるとしているが、税法上資産として取り扱うならば論理的には譲渡所得となる。損失の扱いから、雑所得とみなしたい気持ちも分かるが

■ 中間とりまとめ 3. 足下で取り組みを進めるべき課題についての検討 (2) 無形資産

・ 「所得税における特定支出控除制度において、学び直しの費用などを活用しやすくするといったことが考えられる」とあるが、特定支出控除制度に限定する必要はない。

➤ 人的資本を向上させるための費用は特定支出控除とせざるを得ない。

➤ 日本では給与所得控除の概算控除の比重が大きいため、それを下げるとともに、特定支出控除の枠を拡大することが考えられる。ただし、収入がない年にはそもそも控除できないため、①繰越欠損金に類似した仕組み、②社会保険料から差し引ける仕組み、のいずれかを導入することが考えられる。

➤ 「特定支出控除」と記載せず、「控除」と記載すれば良い。また、複数年にまたがる控除や累進税の複数年での適用等、年度をまたぐ調整が必要になる点も記載すれば良い。

■ 中間とりまとめ 3. 足下で取り組みを進めるべき課題についての検討 (3) スタートアップについて

・ エンジェル税制の対象となるスタートアップへの出資の小口化が今後の課題である。現状ではエンジェル税制の利用は富裕層に限られている。

➤ 投資家保護の観点からの商品化の可否、当該商品への税制対応の2段階が必要となる。まずは投資家保護の観点が重要。

➤ クラウド・ファンディングとエンジェル税制の2つのシステムを使いながら課題を解決できると良い。

・ スタートアップの起業後の成長が重要である。現状の課題として、①グローバルの大規模なVCを日本に進出させること(現状では日本に拠点を有していない)、②機関投資家がアセットアロケーションの対象とするような流れの後押し(VC協会によるベンチマーク作成等の努力の後押し)、③労働市場の流動化、④大学関係者の起業増加が挙げられる。

➤ 大学関係者の起業に関して、専念義務やアカデミアとしての本業とのコンフリクトが課題。

- クロスアポイントメントのような仕組みもあるが、社会保険料の負担や退職金の扱い等の課題がある。
- 人材の流動性に関して、退職金税制も課題であると記載すべき。
- 海外 VC の日本進出に関しては、キャリドインタレストの所得税上の扱いも問題。総合課税となるか分離課税の対象となるかが課題。

■ 中間とりまとめ 3. 足下で取り組みを進めるべき課題についての検討 (4) フリーランス

- ・ P10 に関して、フリーランスの要素として、日本の文化芸術の担い手であることも書いて欲しい。また、日本においてもドイツの芸術家基金のような政府・パフォーマー・使用者（劇場等）が負担するような仕組みがあればセーフティネットは大きく拡充する。
 - 公演ごとに雇い主は異なるが、見なし雇用主として皆で負担をする仕組みがあれば、素晴らしい提案となる。
- ・ フリーランス、雇用的自営業者、個人事業主についても、給与控除所得並みの概算控除を適用する必要があることを記載してはどうか。
 - 給与所得控除の水準が高すぎることもセットで書いて欲しい。

(2) 中間とりまとめ

次頁以降の通り、本研究会の中間とりまとめを行った。

第四次産業革命による経済社会構造の変化と税制に関する研究会
中間とりまとめ

令和3年3月

1. はじめに

（背景・本研究会の趣旨）

- AIやロボット、バイオテクノロジーの活用等を軸とする第四次産業革命が進展し、グローバルに経済社会が構造的に変化しつつある。また、我が国においては、諸外国に先んじて少子高齢化が進展する中、健康寿命が延伸し「人生100年時代」を迎えるなど、人口構造・社会構造の変化も不可逆に進展している。
- さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事象は、我が国がもとより直面していたこれらの構造変化をより顕在化・加速化させた側面があると考えられ、こうした構造変化への対応が官民ともに急務となっている。
- 本研究会は、以上のような経済社会構造の変化を踏まえた経済産業政策上の課題について、税制面を中心に検討を行い、今後の我が国の政策立案に役立てることを目的とする。

（本研究会のこれまでの流れ）

- 上記の趣旨を踏まえ、2019年度の本研究会においては、中長期的な構造変化を見据え、「デジタル資本主義」「非通貨取引」「労働」「無形資産」「シェアリングエコノミー」をテーマに議論を行った。
- 2020年度の本研究会においては、中長期的な構造変化に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、既に課題が顕在化しつつあるテーマとして、「フリーランス」についても議論を行った。また、構造変化に対応していく上で重要な役割を果たす、「無形資産」（2019年度に引き続き）や「スタートアップ」についても取り上げた。

（中間とりまとめについて）

- 本中間とりまとめでは、本研究会が取り上げてきた上記テーマについて各回の議論結果をとりまとめたものである。第2部では2019年度の議論を中心に中長期的な構造変化について、第3部では2020年度の議論を中心に足下で取組みを進めるべき課題についてとりまとめている。

2. 経済社会構造の中長期的変化と税制面等の課題

(1) 消費構造の変化

(課題認識)

- GDP等の経済指標が伸び悩んでいる一方、我が国の生活者の主観的な生活レベルは向上している、という調査結果がある。こうした背景の一つとして、デジタル化に伴う経済構造の変化によって消費者の便益（経済学でいう消費者余剰）が拡大していることが指摘されている。
- すなわち、デジタル化に伴って、供給コストが低下したこと（特にデジタル財は、限界費用が0であるため、無料での提供も可能⁵⁾）や財・サービスの探索費用が低下したこと等によって、消費者はより安価に財・サービスを得ることができる。これにより消費者余剰は増加すると考えられる⁶⁾。
- シェアリングエコノミー⁷⁾も、デジタル技術の進展に伴い取引費用（マッチング等のコスト）が劇的に低下したことによって急速に普及している。こうしたビジネスによって、利用者はより安価に、多様な財・サービスの提供を受けることができる。提供者も有休資産を有効活用できることに加え、こうした活用を見込むことで資産購入時の選択肢も拡大する。また、シェアリングエコノミーによって購入から共有への動きが進むことで財の消費額が減少する可能性も指摘される（ただし、シェアリングエコノミーによって財の稼働率が向上する以上に財の利用需要が高まることも考えられ、その場合はむしろ需要は増加することに留意。）。
- このようにデジタル技術は、より安価に（場合によっては無料で）財・サービスを提供することで、消費者余剰を高めることが期待される。他方で、こうした余剰の増加はGDP等の経済統計には表れないことや、無償の財・サービスの消費やシェアリングエコノミーにおける個人間の取引は、捕捉が困難（ないしは不可能）であることに留意する必要がある。

⁵ 無償で財・サービス提供を行うためには企業からの広告収入等が前提となるが、こうしたビジネスモデル自体は過去から存在していた（民放テレビ等）。デジタル経済に特有の事象ではなく、デジタル化に伴いプラットフォームビジネスが台頭したことによってよりインパクトが強まったものと捉えるべきと考えられる。

⁶ 企業側がデジタル技術を活用した価格差別（個々人の支払い意思額に応じた価格設定）を行うこととなれば、逆に消費者余剰は減少するのではないかと、との意見もあった。

⁷ 本研究会では、シェアリングエコノミーについて、遊休資産（事業目的ではなく取得した資産）を対象に、プラットフォームを介して取引当事者をマッチングするビジネスモデルを念頭に議論を行った。例えば、自宅を、Airbnbを用いて他人に貸し出すような場合がこれに該当する。

（税制上の論点）

- 以上のような状況変化を税制の観点からみると、例えば、以下のような論点
が考えられる。
 - 消費税を、消費から得られる便益（余剰）があることも踏まえた課税
と考える場合、無料の財・サービス消費が増加していくことをどのよ
うに考えるべきか。

（本研究会での議論）

- 上記に関連して、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの
観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（消費構造の変化関連）

- 消費者余剰の重要性が増していることも踏まえ、経済運営の指標と
して、GDP 以外の指標を利用することも考えられるのではないかと。
- 諸外国で導入されている DST（デジタルサービスタックス）⁸は、
従来の議論では、消費者に価格転嫁されることからデジタル企業に
とっては負担にならない、という主張も一部でなされていたが、デ
ジタル財から生じる消費者余剰があることも踏まえて、広く消費者
に負担を求めるものと捉えることもできるのではないかと。
- （上記に関連して）DST は、その詳細設計やそれを踏まえた企業行
動の変化（例えば、税負担を価格転嫁するか否か等）次第で、デジ
タルサービス市場における競争環境にも影響を与えうる点に留意す
るべき。

（シェアリングエコノミー関連）

- シェアリングエコノミーにおける課税を考える際、既存の徴税の仕
組みにのらない・市場価格がないという欠点があるものの、プラッ
トフォームを経由することで取引を捕捉することが可能ではない
かと。
- シェアリングというある種コミュニティ内部での互惠関係とも捉え
られるものに対して課税を行うことは問題ではないかと。

⁸ デジタルサービスタックスとは、オンラインマーケットプレイスやオンラインターゲッ
ト広告等のデジタルサービスを提供する事業者に対する売上税。対象となるデジタルサー
ビスに係る当該市場国における売上に、一定の税率（3%等）を乗じたものが課税額とな
る。デジタル企業への課税が公平性を欠いているといった批判も背景として、欧州を始め
とする一部の国において導入が進んでいる。

- シェアリングエコノミーによって、所有から利用へと転換していくことを前提に、自動車税等の税のあり方についても検討すべきではないか。

（２）労働・所得環境の変化

（課題認識）

- 経済のデジタル化・グローバル化の進展する中で、先進諸国において、労働分配率が低下し、所得格差が拡大しつつある、との指摘がある。この背景については以下のような要因が指摘されている。
 - ①プラットフォーム等の資本集約的で労働分配率の低い超大企業が経済に占める割合が向上したこと（いわゆるスーパースター仮説）
 - ②貿易や低賃金国へのアウトソーシングによって労働集約的な産業の規模が縮小したこと
 - ③ICT 関連機器の急速な価格低下によって資本財の相対価格が低下し、労働から資本への代替が進展したこと
 - ④非正規労働や短時間労働の増加によって賃金が低下したこと
- こうした状況は、今後、経済のデジタル化・グローバル化がより一層進展していくことに伴って更に先鋭化していく可能性がある。デジタル化・AI化の進展によって既存雇用の代替が進展することも念頭に、経済構造を転換させていくことが重要と考えられる。
- また、特筆すべき労働環境の変化として、企業と雇用関係を結ばずにプラットフォーム上で職を得るいわゆるギグワーカーと呼ばれる就業形態が広がりつつあることが挙げられる。デジタル技術等によって柔軟な労働力提供が可能となることは企業・個人双方にとってメリットがある一方、所得の不安定化や、雇用関係を基礎に整備されているセーフティネットの対象外となることを懸念する声も存在する。（なお、こうしたギグワーカーを含む「フリーランス」を取り巻く課題については、第3部で詳細に取り上げている。）
- 所得格差の拡大や労働需要の減少といった事象は、それ自体が貧困等の問題を生じさせることに加えて、マクロ的な所得環境を悪化させるため、国内需要を減退させ、結果としてマクロ経済への下押し圧力になることも懸念されるところである。
- かかる時代環境の下で、国際機関等においてもベーシックインカム⁹の導入も含め、所得再分配に関する議論に注目が集まりつつある。

（税制上の論点）

⁹ ベーシックインカムとは、所得・資産・稼得能力の向上等の条件を設けずに、全国民に一定の金額を定期的に給付する仕組みをいう。

- 以上のような状況変化を税制の観点からみると、例えば、以下のような論点が考えられる。
 - 所得格差の拡大や労働需要の減少といった事象が進展していくと想定されることを踏まえて、税による所得再分配機能について、そのあり方を改めて検討していく重要性が高まっているのではないか。
 - 所得税収の主要な担い手であった中間層が減少していく可能性があることを念頭に、所得税以外の財源を確保する観点から税収構造を再考していく必要もあるのではないか。

（本研究会での議論）

- 上記に関連して、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（所得格差関連）

- 「負の所得税」¹⁰や給付付税額控除等の、給付も含めた税による再分配の仕組みが必要ではないか。
- 所得情報の捕捉精度を向上させ、セキュリティも確保できるようなシステム等のインフラの実現を前提に、所得税の総合課税化も視野に入れて検討する必要があるのではないか。
 - これに関連し、所得税の総合課税化を検討する場合には、キャピタルロスや利払い費等の損金も損益通算されることから、課税逃れにつながりうることに留意が必要であり、超過利潤（レント）に対する総合課税化を目指すべきではないか、という意見もあった。
- 格差の拡大に対しては、ベーシックインカム等のように所得自体を保障する考え方もあるが、就労意欲のある者に対する人的資本への投資に重きをおくという考え方もあるのではないか。これにより、結果として事後的な救済の必要性も縮小させると考えられるのではないか。

（ギグワーカー関連）

- ギグエコノミーについては、プラットフォームが雇用規制の対象外となることで、結果として超過利潤を上げているという側面があるのではないか。ギグワーカーへのセーフティネットを整備すると

¹⁰ 負の所得税とは、所得が一定水準以下の低所得者については、政府に税金をおさめずに、逆に政府から給付金を受け取る仕組みをいう。

ともに、その責任・負担を仲介型プラットフォームに求めるべきではないか。

- プラットフォーマーの責任論を考える際には、純粹にマッチングの場となっている場合と、実質的に雇用規制の逸脱も企図されているような場合¹¹とを分けて考えるべきではないか。

¹¹ このような場合分けをして考える重要性については同意するものの、個別具体例に照らして、どのようなケースを雇用規制の逸脱が企図されている場合と判断するのは非常に困難ではないか、という意見もみられた。

(3) 企業部門側からみた特筆すべき構造変化

(課題認識)

- 上記(1)・(2)で掲げた構造変化は、企業部門の動きと密接不可分に生じている動きであり、企業部門の動きだけを独立して論じることは容易ではないが、企業部門に関して特筆すべき点として無形資産の重要性が高まっていることが挙げられる。
- 経済のデジタル化が進展する中で、企業が生み出す付加価値の源泉は、有形資産から無形資産にシフトし、企業価値に占める無形資産の割合は長期的に増加傾向にあり、不可逆な流れとなっている。特に上述したプラットフォームにおいて、この割合が高くなっている。
- これに対し、我が国の無形資産投資は、諸外国に比べて低調との指摘がある。マクロ経済の成長や産業競争力強化の観点から、無形資産投資を促進していくことが重要である。
- また、こうした無形資産を活用したビジネス（特にデジタル関連）の特徴として、財・サービスの提供に際してその消費国に物理的拠点をおくことが必ずしも必要ではなく（ないしはその必要性が低く）、世界のどこからでもビジネスが可能である点が挙げられる。こうした特徴に起因し、デジタル企業への課税に対する国際的な議論が進展しているところである。¹²

(税制上の論点)

- 以上のような状況変化を税制の観点からみると、例えば、以下のような論点が考えられる。
 - 国際的な課税原則が「PE なくして課税無し」とされているところ、消費地に物理的な拠点を置かず、低課税国の拠点からビジネスを行うような動きに対して、税制はどのように対応すべきか。¹³
 - （財務会計・税務会計上、補足されないものも含めて）無形資産を活用したビジネスが進展する中で、有形固定資産を課税対象とする現行の固定資産税のあり方をどのように考えていくべきか。
 - 我が国において、企業の無形資産投資を促進する上で税制上どのような仕組みが考えられるか。

¹² 広く知られている通り、こうした課題に対しては、OECD 等において国際的な課税の枠組みが検討されている。また、こうした動きと平行して、一部の国ではデジタル企業に対する独自の課税の仕組み（Digital Service Tax）が導入されている。

¹³ 脚注 8 と同様。

（本研究会での議論）

- 上記に関連して、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（無形資産投資を促進するための税制）

- 無形資産投資は、経費計上するか、資産計上するかとの区分が困難であり、その区分によらずにキャッシュアウトベースで一律に処理することが簡素となるという観点や、無形資産ビジネスにおいて増加すると見込まれる超過利潤に対して適切に課税を行っていくという観点からは、キャッシュフロー課税¹⁴に移行することも検討すべきではないか。
- 無形資産投資に関するインセンティブ政策について、研究開発活動（インプット）にインセンティブを与えるのが、研究開発税制¹⁵であり、研究開発から得られる成果（アウトプット）にインセンティブを与えるのが、パテントボックス税制¹⁶である。努力と成果のどちらに対しても優遇を与えるのは適切ではなく、どちらを優遇するのが望ましいかを整理する必要があるのではないか。
 - この点に関連して、国内企業の無形資産投資の促進という観点のみならず、企業を国内に留める観点や外資系企業の研究開発拠点を誘致する観点では、パテントボックス税制の導入を検討すべきではないか、という意見もあった。

14 収益から投資を含むすべての費用を差し引いたものを課税ベースとする法人税のこと。設備の即時償却を認めるものであり、設備の即時償却は将来発生する正常利潤を現在価値ベースで相殺するため、課税ベースが超過利潤（企業の利益のうち、技術革新や立地等による上乗せ利益に相当するもの）のみになる仕組みとなっている。

15 研究開発投資の増加を目的に、試験研究費の額に応じて法人税額を控除する制度。

16 研究開発の促進・誘致を目的に、知的財産からの所得に対し税制優遇を措置する制度。

（４）通貨取引の変化

（課題認識）

- 通貨は商品を交換する媒介物であるが、現在、我が国における経済取引の大宗は法定通貨である円を通じて行われており、税制においても、所得等の課税対象の算定や納税手段には、基本的に円が用いられている。
- 他方、上述した経済構造の大きな変化が進展する中で、通貨取引についても以下のような新たな動きが生じつつある。
 - ①通貨を媒介しない取引（物々交換等）を行うプラットフォームが生まれている。
 - ②特定の法定通貨との紐付けをもたないデジタル上の通貨（リブラ）を発行する構想が公表された。¹⁷
 - ③ビットコインをはじめとするブロックチェーン技術を活用する暗号資産に係る取引が世界的に活発化している。¹⁸
 - ④各国中央銀行においてもデジタル通貨発行の動きが見られ、既に実証実験に乗り出す国¹⁹もある。
 - ⑤地域通貨を発行する取組が一部で生まれている。
- こうした中で、2020年10月に、OECDが仮想通貨に関する課税についての報告書を公表する²⁰など、仮想通貨に関する課税のあり方についても国際的な関心が高まっている。

¹⁷ リブラとは facebook 社が 2019 年に公表し、2020 年にサービス開始を目指すこととした新たな仮想通貨。ビットコイン等と異なり、価格を安定させるため、ドル・ユーロ等の複数の法定通貨を裏付けとして価値を安定化することを企図していた。しかし、2019 年の米議会での公聴会などを経て計画は縮小、2020 年 12 月には、リブラからディエムに名称を変更し、米ドル単体に連動する形で開始される予定となっている。現時点では未発行。

¹⁸ コロナ禍において一般投資家等による仮想通貨への投資が加熱している、との指摘もある。例えば、ビットコインについては、コロナ禍が始まった 2020 年 3 月時点では一時 3000 ドル台まで落ち込んでいたところ、2021 年 1 月には一時 4 万ドル台を突破した。また、米テスラが EV の購入手段としてビットコインを認める旨も報じられている。

¹⁹ CBDC（中央銀行デジタル通貨）では中国が先行しており、2020 年 10 月の深圳市での実証実験を皮切りに複数回、大規模実証を実施。日本においても 2021 年度中に実証実験を開始する予定。

²⁰ 仮想通貨に関する税務上の取扱いおよび新たな租税政策上の課題について、各国地域を横断的に展望したもの。所得税、固定資産税および付加価値税（VAT）における各国の税務上の取り扱いを明らかにすること等によって、各国の政策当局に知見を提供するものであり、OECD による勧告ではないとの位置づけ。

<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/taxing-virtual-currencies-an-overview-of-tax-treatments-and-emerging-tax-policy-issues.htm>

（税制上の論点）

- 以上のような状況変化を税制の観点からみると、例えば、以下のような論点が考えられる。
 - 物物交換等の通貨を媒介しない取引が今後拡大していった際に、それらに対する課税をどのように考えるべきか。
 - 法定通貨以外の決裁手段による取引が増加していった場合、それらの取引に対する課税をどのように行うのか。また、納税手段についてはどう考えるべきか。

（本研究会での議論）

- 上記に関連して、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（通貨を媒介しない取引（物々交換等）に関する意見）

- 通貨価値に基づいているか否かにかかわらず、経済活動に伴って生じる余剰に対して課税するべきであり、物物交換等についても余剰が生じているのであれば課税対象とすべき。
- 通貨を媒介しない取引とコミュニティ内部での助け合いについては線引きが難しい部分がある。地域通貨もコミュニティ内部での助け合いの側面もある。これらを一律に課税すべきではないのではないか。

（デジタル上の通貨発行に関する意見）

- 法定通貨以外の手段によって生計を立てるような者を念頭におくと、それらによる納税を許容することもあり得るのではないか。
- 仮に複数の通貨で所得を有する者が出てきた場合、一定税率であれば、通貨毎に課税をすればよいが、累進税率を課す場合には合算が必要となるので難しいのではないか。

（資産としてのデジタル通貨の課題）

- 資産としての仮想通貨の存在が大きくなってきている。投資によるキャピタルゲインに係る課税関係等、以下のように税制面での課題は多く、これらの整理が必要ではないか。
 - 仮想通貨の場合には、匿名性が高い取引となるため、取引によるキャピタルゲインを税務当局が把握できず、課税ができなくなる可能性がある点に留意が必要ではないか。

- 仮想通貨によるキャピタルゲインをどの所得区分で整理するかについて、譲渡所得とすべきという見解が有力であるが、他の所得との損益通算を認めないという見地から雑所得という考え方もあり得る。

3. 足下で取り組みを進めるべき課題についての検討

(1) 検討の背景

- 前章でも取り上げた通り、第4次産業革命等の技術進展に伴って経済社会における様々な側面で構造変化が生じつつある。
- さらに、今般のコロナ禍には、こういった構造変化を加速化させ、人々の価値観を変化させつつある。このような変化の時代において、ポストコロナを見据えた政策的な課題の検討を行っていくことが非常に重要である。
- 上記の観点から、2020年度の本研究会では、無形資産、スタートアップ、フリーランスといった、今後の日本の経済社会を牽引しうる存在について議論を深掘りし、検討を行った。

(無形資産)

- 無形資産については、ウィズ/ポストコロナにおいてオンライン化や価値判断の変化が進展し、経済構造の変化が加速していく中で、その変化に柔軟に対応していく観点からも、その重要性が、企業レベル・個人レベルの双方で、より一層高まっていると考えられる。我が国の無形資産を取り巻く課題を分析・議論し、目下取り組まなければならない対応策を検討する。

(スタートアップ)

- 経済社会構造が大きく変化し、新たな需要や社会課題が生まれ、それに適用しなければならない中で、スタートアップは新たな付加価値を創出する担い手として非常に重要な存在である。諸外国もスタートアップの育成に力を入れており、経済成長の原動力となっている。我が国においてもこれらの活性化は急務であり、変化を見据えた対応策について検討する。

(フリーランス)

- フリーランスは、デジタル化や価値観の変化等が進展する中で、新しい働き方として注目されており、近年、増加傾向にある。フリーランスからスタートアップを創業する動きも現れており、経済構造が変化していく中で、新たな付加価値の源泉となりつつある。また、フリーランスは、今後の我が国の成長分野の一つである文化・芸術分野の担い手であるという点でも非常に重要な存在である。
- 他方で、コロナ禍による活動抑制の下でサービス産業を中心に需要

が抑制される中で、不安定な労働環境に陥った方々も多かった。そうした方々へのセーフティネットのあり方についても検討する。

（２） 無形資産

（課題認識）

- 米国を筆頭に企業価値に占める無形資産の割合が増加し、それに比例して競争力が高まっている。他方、我が国では対 GDP 比の無形資産投資は伸び悩んでいる状況。諸外国は企業部門の無形資産投資を促進していくために様々な施策を打っており、我が国についてもあるべき施策を検討していく必要がある。
- また、無形資産については、投資規模の拡大のみならず、形成した無形資産を有効に活用していく観点も非常に重要である。我が国企業がこうした活用面で他国企業の後塵を拝していること²¹を指摘する声も一部に存在し、無形資産の有効活用のためにはこういった方策が考えられるかについても検討を深める必要がある。
- また、健康寿命が延伸し人生 100 年時代が到来する中で、終身雇用制度の下で生涯勤めあげるのではなく、一つの企業にとどまらずに活躍していく働き方が浸透していくと想定される。このような働き方下では、個々人が各々のスキル・能力を高めていくことがより重要になっていく。また、こうした働き方を浸透させていくことは、経験・スキル・能力等が異なる多様な人材による協働を促進し、イノベーションを活性化するという点でも意義深いものと考えられる。こうした経済社会を実現していく観点からは、企業部門による人的資本投資のみならず、個人による人的資本投資を促していくことも政策的に重要になってくると考えられる。

（本研究会での議論）

- 上記を踏まえ、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

【再掲】（無形資産投資の促進）

- 無形資産投資は、経費計上するか、資産計上するかの区分が困難であり、その区分によらずにキャッシュアウトベースで一律に処理することが簡素となるという観点や、無形資産ビジネスにおいて増加すると見込まれる超過利潤に対して適切に課税を行っていくという観点からは、キャッシュフロー課税に移行することも検討すべきではないか。
- 無形資産投資に関するインセンティブ政策について、研究開発活動（イ

²¹ 例えば、販売基準の改訂等のルールメイキングによる市場構造の転換や、官民共同でのマーケティング・市場開拓などにより、我が国企業の市場シェアが低下した事象がある。

ンプット) にインセンティブを与えるのが、研究開発税制であり、研究開発から得られる成果(アウトプット) にインセンティブを与えるのが、パテントボックス税制である。努力と成果のどちらに対しても優遇を与えるのは適切ではなく、どちらを優遇するのが望ましいかを整理する必要があるのではないかと。

- この点に関連して、国内企業の無形資産投資の促進という観点のみならず、企業を国内に留める観点や外資系企業の研究開発拠点を誘致する観点では、パテントボックス税制の導入を検討すべきではないか、という意見もあった。

(無形資産の有効活用)

- 我が国企業が無形資産を有効活用できていない要因として、スキルレベルは高いが、人材の流動性が低いため異分野融合が少ないことや、適材適所の人材配置ができていないことが挙げられる。税制も含めて、人材の流動性・適材適所の活用を阻害するような要因の解消²²が必要なのではないか。
- 今後重要となる無形資産はデータである。データを活用したビジネスの構築が期待される主体はスタートアップであるが、データを保有しているのは政府と大企業であることが多い。データを保有する政府・大企業からスタートアップに対してデータを提供するようなエコシステムの構築が有用である。

(人的資本への投資)

- 人生 100 年時代の到来等の構造変化を踏まえれば、個々人が不断にスキル・能力を高めていくことが重要であり、そのためのインセンティブ設計が必要。
- 例えば、所得税においては、過去、弁護士等の資格取得費用を特定支出控除の対象とするよう見直しが行われたところであるが、学び直し等に係る支出をより控除しやすい仕組みとすることも検討すべきではないか。また、繰越欠損金のような形で、支出後も複数年に渡って控除可能とする仕組みとすることも考えられるのではないかと。
- 北欧では、流動性の高い労働市場と補完的な仕組みとして、教育に係る補助や税制優遇を積極的に講じている。また、教育の質を確保がする観点から、効果的な教育プログラムを開発していくことが重

²²課題の根幹には終身雇用を前提とした雇用慣行が存在しており、働き方に依らず公平な社会保障・賃金構造・雇用法制の構築が必要なのではないか、との意見もあった。

要である。

- また、親から子への人的投資が優遇されてしまっており、社会の固定化につながっている可能性がある。個人間をマッチングし、人的投資を支援するような仕組み、そのための税制措置ができるかという点ではないか。

(3) スタートアップについて

(課題認識)

- ゼロから創業する場合、大企業からカーブアウトする場合に関わらず、スタートアップ企業は、意思決定の速度等の機動力の高さや既存ビジネスにとられない発想を有することから、第4次産業革命等、更にはポストコロナに向けて大きく変化していく世界において付加価値を創出する存在として非常に重要である。
- また、経済のデジタル化が進展する中で、大規模な固定資産投資を実施することなく、インターネットを通じたマッチング等によって新需要の創出や事業のスケールが可能となっており、起業もしやすい環境になりつつある。今後、こうしたスタートアップはより大きな役割を担うと考えられる。
- スタートアップの取り組みをより促進していくためにはどうすべきか検討を行う。

(我が国スタートアップの現在地)

- これまで我が国においても、ベンチャーファンド・新興市場整備・開業融資制度等のファイナンス支援や、最低資本金規制の撤廃等による起業コストの低下など、様々な形で起業環境の整備が行われてきており、スタートアップの数、規模ともに着実に増加してきている。
- 他方で、例えば、米国ではこの30年間で時価総額上位企業が様変わりしているのに対し、日本ではその顔ぶれはほとんど変化していないなど、スタートアップの存在感という点で我が国はいまだ改善の余地が多いと考えられる。
- この要因としては、ベンチャーエコシステムの問題が大きいと考えられる。諸外国に比して、我が国のベンチャーエコシステムが成熟していない背景については、国民性や風土などの文化的なものに加え、以下のような構造的な課題を指摘する声もある。
 - 言語の参入障壁が高いことや、国内市場だけでも相当規模を有することから、世界的なスタートアップと異なり、当初からグローバル展開を視野に入れて事業展開を行う会社が少ない。
 - いわゆる優秀層において新卒で大企業に就職する傾向が根強く、労働市場の流動性も低いことから、人材が大企業に固定化される傾向にある。
 - 改善の動きはみられるものの、起業家マインドや国際感覚・コミュニケーション能力等を養成する観点において、現在の教育システムが提供する起業家教育や英語教育等が諸外国に比べて不十分である。

- こうした点を踏まえると、我が国のベンチャーエコシステムを発展させていくためには、個別課題への対処に留まらず、システム全体の問題としてアプローチしていくことが極めて重要と考えられる（同時に、我が国の構造課題を打破する契機としても、スタートアップの存在は非常に重要である。）。
- 上記に関連して、ベンチャーエコシステムにおける各プレイヤー層の人材不足を指摘する声もある。例えば、起業家層が諸外国に比べてまだまだ少なく、積極的に起業にチャレンジできる土壌整備²³が重要である。また、VC等の投資家もスタートアップに伴走し、バリューアップを実現できる人材が不足している。さらに、既存企業に人材が固定化されており、これがスタートアップへの人材供給が不足する要因となっている可能性がある。加えて、大学²⁴は教育機関・研究機関として重要な役割を担っているが、諸外国に比して、ビジネス創出という観点では十分に力を発揮できていないとの指摘もある。
- また、我が国のスタートアップのファイナンスを取り巻く課題として、投資側のリスクテイクの不足が指摘される。これは Seed 段階から Later 段階まで見られるものであり、スタートアップ企業の資金調達額が低い水準となることで成長の原資が不足し成長に歯止めがかかっている可能性²⁵がある。

（本研究会での議論）

- 上記に関連して、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（ファイナンス）

- フランスではエンジェル税制の適用に関連して、出資の小口化が行われている。一口 250 ユーロ程で一般市民が購入することができる。様々な投資先に分散投資可能であり、日本の「ふるさと納税」に似ている面もある。フランスではこうした仕組みを通じて親世代がスタートアップに親しみを持つことで、子世代がベンチャー企業に就職する

²³ 起業して失敗した後の再チャレンジのためのセーフティネットの整備や、終身雇用を前提とし、新卒入社・長期間就労が優遇される制度の見直しが必要。

²⁴ 大学は教育機関・研究機関として起業家人材の輩出、異分野融合、中長期的テーマの研究およびビジネスシーズの創出など、スタートアップ創出につき高い潜在能力を有する。

²⁵ 例えば、既存企業のスタートアップへの資金提供額が諸外国企業と比べると小口であり、スタートアップの成長の後押しができず、安易な IPO に繋がっているという指摘もある。この背景の一つとして、有力な資金の出し手と考えられる、成功を果たした国内スタートアップ企業のビジネスが、グローバルにスケールしておらず、結果として、資金の提供力も GAFA 等に比べて格段に小さいことも挙げられている。

ことを応援するような機運ができたという話も聞いている。我が国においても、ファイナンス促進の観点に加えて、ベンチャー・スタートアップに対する国民的な理解・機運を醸成する観点からも、こうした制度は参考になる²⁶のではない。

- リスクを誰が分担するかがポイント。イスラエルのインキュベーターズ・インセンティブ・プログラムにおける政府の資金提供²⁷は、出資と融資のハイブリッドと言える。成功の程度に応じて返済額を変動させる仕組みを導入することで、マーケットと投資家の間でのリスク分担ができないか。所得の把握は一般投資家には難しいため、課税庁が資金回収も行うことが考えられる。
- リスクマネーの供給を増やしていくためには、世界の VC 等の機関投資家のマネーを呼び込んでいくことも重要であり、その観点では、キャリドインタレスト等の金融所得に対して税制上のインセンティブを付与していくこと²⁸も重要。また、機関投資家の投資ポートフォリオに VC への投資を組み込んでいくための環境整備も重要ではないか²⁹。
- わが国にベンチャーが少ない要因の一つとして、パススルー税制の整備が不十分であること、労務出資の基準が不明確であることなどから投資家と出資者のリスクテイクが進まないことがあげられるのではない。
- ベンチャーのファイナンスを考える際には、クラウドファンディングも重要なツール。様々な形態があり、それに応じて税制上の取り扱いも整理していく必要があるのではない。

²⁶ 日本のエンジェル税制の課題として、事務手続きが煩雑であることや、税優遇のタイミングがファンド経由であってもベンチャーへの出資時点であることから拙速な投資を強いるものとなっていることが挙げられ、米国の QSBS のようなアーリーステージへの投資へのインセンティブを強くした制度設計をすべきと指摘する声もある。

²⁷ こうした政府による出資等を含めた資金供給の枠組みは、税制を補完する政府自身のファイナンスの仕組みとしても有用であると考えられる。

²⁸ 令和 3 年度税制改正において、ファンドマネージャーが得るキャリドインタレストについて、一定の合理性が認められる場合には総合課税ではなく、分離課税の対象とすることが明確化された。また、業績連動の役員給与について、条件を満たす場合に損金算入を可能とし、在日の就労外国人が有する国外財産を、国外居住の外国人や短期的に日本に居住する外国人が相続する際の相続税を非課税とする措置がなされた。

²⁹ この点に関連し、日本 VC 協会は、機関投資家から VC アセットクラスへの運用資金流入を目的として、国内 VC ファンドのパフォーマンスベンチマークを新たに作成し、2020 年 6 月からベンチマークテーブルを公表している。<https://jvca.jp/news/17726.html>

(人材活用の促進)

- 大企業の人材が積極的にスタートアップで活躍できるような仕組み・環境づくりが必要ではないか。例えば、法律やファイナンス等の専門性の高い人材を、兼業・副業や出向の形でスタートアップに派遣することができれば、フルタイムで雇用するほどの業務量はないスタートアップにとっても有益と考えられる。また、関連して、大企業内部での社内起業家の取り組みを活性化させることも、スピンアウト等を通じたスタートアップの活性化という観点に加え、大企業自体の経営人材の育成の観点からも非常に有効ではないか。
- 大企業人材の流動化を進めていく上では、インセンティブ設計に加えて、退職金課税等の既存制度を転職等に中立な仕組みとすることで、ディスインセンティブを解消していくことも重要ではないか。また、労働市場の流動化という観点では、個々人が不断にスキル・能力を高められるよう、学び直し等に係る支出をより控除しやすい仕組みとすることも重要ではないか。
- 能力と意欲ある人材がスタートアップで活躍するような経済にするためには、教育システムまで含めての見直しが必要ではないか。
- グローバルに活躍するスタートアップを創出する観点では、国内人材に留まらず、世界のトップティアの人材を呼び込んでいくことも極めて重要ではないか。
- 研究者や大学の人材がスタートアップへ参画していくことが重要。自ら起業する、アドバイザーとして参画する等、様々な関わり方が考えられるが、こうした動きを促すための措置が必要ではないか。
 - ☆ 例えば、フランスのアルグレ法のように研究者がステータスを保持したまま起業できる仕組みが必要ではないか。
 - このような働き方においては利益相反等の問題が生じうるため、我が国においてもクロスアポイントメント制度³⁰等の枠組みが整備されてきたところ。他方で、利用が進んでいないのが現状。労務手続きの煩雑さ(社会保障費の負担配分など)や、大学の内規により、大学教員が自身の有する知財を活用した起業を制限されている、といった実情もあるのではないか。
 - 起業により大学教員のみが利益を得るのでは、研究環境を提供する大学側にとってその寄与に対する対価がなく、労務手続き

³⁰ クロスアポイントメント制度とは、研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度。

の改善等、環境を整備するインセンティブがない。起業による利益を適切に配分する仕組み等と併せて制度設計を進めていく必要があるのではないか。

(起業環境の整備)

- 新技術を用いて起業する際のリーガルリスクが課題ではないか。例えば、過去にファイル共有プログラムの開発者が逮捕された事案もあった。この点、日本では規制のサンドボックス制度の利用が伸びておらず、引き続き課題が残るのではないか。

(4) フリーランス

(課題認識)

- フリーランスは新たな働き方を提供し、一億総活躍社会で価値を発揮するのみならず、新たな事業参画者による自由な発想に基づくビジネスにより、社会構造変化の中で新たな付加価値創出を実現する存在である。
- フリーランサーはその自由な存在であるがゆえに、様々な方が存在し、それぞれ特有の課題がある。本研究会においてもそれぞれの課題を分析し、フリーランサーがより活躍する社会とするための方策を検討した。

(フリーランスの多様性)

- 一口にフリーランサーといっても、その実態は極めて多様であり、以下のように様々な方が存在する。政策的な対応を検討する際にも、その多様性に留意することが重要である。

(ア) 起業家的なフリーランサー

フリーランサーとして働く中で独立し、新たな事業を創出し、スタートアップを経営するまでに至ったようなケースも存在する。スタートアップ起業家の支援と同様に、積極的なチャレンジを後押しするような環境整備が求められる。

(イ) ハイスکیلフリーランサー

高い専門性やスキルを有するフリーランサーにおいては、組織の枠にとられない価値提供が可能であり、組織・時間の制約により活かしきれなかった人材が最大限に活躍するための手段として期待される。他方、被雇用者と比較すると所得変動リスクに直面しやすく、柔軟な働き方とのトレードオフとの見方もあるが、リスクを軽減する仕組みを整備することが必要と考えられる。

(ウ) いわゆる雇用的自営

雇用関係にはないため、フリーランスとの位置づけにあるが、その実態としては雇用的な性格が強いケースも存在する。³¹ギグワーカー等の一部もこれに該当すると指摘されている。

こうした者については、実質的な就業形態は雇用者に近いにもかかわ

³¹ 関連して、フリーランスについて労働法制の適用対象になる場合の明確化や独占禁止法等の競争法に係る適用関係について解釈の明確化等を行った「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の案（パブリックコメントの募集前のもの）が、2020年12月に内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で公表された。

らず、セーフティネットから外れてしまっている懸念がある。また、初めから雇用的自営として就業した場合、企業を通じた教育訓練の機会が受けられないことになるため、人的資本の蓄積が阻害される可能性がある。仮にこうした動きが拡大していくと、ミクロはもちろんのこと、マクロ経済的にも様々な問題を引き起こす可能性もある。

（本研究会での議論）

- 上記を踏まえ、本研究会では、以下のような意見が示された。これらの観点も踏まえながら、引き続き検討を深めていく必要がある。

（経済成長の源泉としてのフリーランス）

- 高スキルを有し、安定した会社員になるのではなく、起業の道を選ぶ若者が増えることを期待する。税・社会保障の観点から、そうした者にどのようなインセンティブを提供できるか検討することが必要。人材育成、教育関係費用を控除可能にすることが重要になる。
- 人に投資できる仕組みがあると良い。所得連動型給付のように、投資した相手の個人の所得に応じて投資家が投資回収できるようなイメージである。
- 高スキルのフリーランスは、年度毎の収入の均一化が議論となる。

（税制面での課題）

- フリーランスと被用者では税制でも社会保障でも異なっており、見直す余地がある。
 - ✧ 現状、割高と考えられる給与所得控除を一律で引下げるとともに、フリーランサー等についても給与所得並の概算控除を認め、働き方に寄らない仕組みとすることを考えるべきではないか。
- フリーランスとサラリーマンで税務手続に差があり、フリーランスは自身で確定申告することが必要であり負担が大きい。税務手続軽減の観点から、マイナポータルを活用した申告手続の負担軽減を実現すべきではないか。
- フリーランスとサラリーマンの間での所得分類の相違が課題として挙げられる。他方、特に雑所得の扱いが難しく、趣味的な活動から生じた出費や赤字分を業務分との切り分け方、補足方法について技術的に難しい点がある。

(セーフティネット)

- フリーランスは、経済状況の変化の影響を受けやすいことから、むしろ保険としての税の役割が重要ではないか。例えば、負の所得税を導入すると、所得が高い時には保険料として税を支払い、所得が低い時には保険金を受け取ることになる。これは一種の保険である。
- ドイツには、芸術家を支援するための社会保障システム（共助制度）が存在するが、これは、社会保険料を芸術家が5割、使用者3割、国が2割の割合で負担することで、フリーランサーである芸術家のセーフティネットを整備するもの。案件毎に使用者が異なりうる、文化・芸術分野をはじめとするフリーランサーにとって有効な枠組みであり、我が国においても検討すべきではないか。
- 【再掲】フリーランスのうちギグワーカーへのセーフティネットについては、それを整備する責任・負担を仲介型プラットフォームに求めるべきではないか。

4. 今後の課題

- 今回の中間とりまとめも踏まえて、引き続き検討していくこととする。
- 今後の論点としては、例えば、以下のような点も含めて検討していくことも考えられる。
 - 経済社会構造が大きく変化していく中で、雇用の流動性と整合的な税制、労働法制等の制度設計や教育も含む人的投資のあり方について
 - スタートアップによる産業新陳代謝

委員名簿

(座長)

森信 茂樹 中央大学法科大学院特任教授

(委員)

浅妻 章如 立教大学 法学部 教授

梅澤 高明 AT カーニー株式会社 パートナー／日本法人会長

大橋 弘 東京大学大学院 公共政策大学院 教授

片桐 直人 大阪大学大学院 高等司法研究科 准教授

川口 大司 東京大学大学院 経済学研究科 教授

佐藤 主光 一橋大学大学院 経済学研究科 教授

村上 由美子 経済協力開発機構(OECD)東京センター 所長

諸富 徹 京都大学大学院 経済学研究科／地球環境学堂 教授

(オブザーバー)

小木曽 稔 新経済連盟 政策部長

小畑 良晴 日本経済団体連合会 経済基盤本部長

(参考) 開催概要

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ①2019 年度第 1 回研究会 | デジタル資本主義 (2019/4/22) |
| ②2019 年度第 2 回研究会 | 非通貨取引 (2019/7/4) |
| ③2019 年度第 3 回研究会 | 労働 (2019/9/17) |
| ④2019 年度第 4 回研究会 | 無形資産 (2019/12/19) |
| ⑤2019 年度第 5 回研究会 | シェアリングエコノミー (2020/2/14) |
| ⑥2020 年度第 1 回研究会 | フリーランス (2020/7/29) |
| ⑦2020 年度第 2 回研究会 | フリーランス、所得保障 (2020/10/23) |
| ⑧2020 年度第 3 回研究会 | 無形資産、スタートアップ支援 (2021/1/21) |
| ⑨2020 年度第 4 回研究会 | 中間とりまとめ、フリーランス (2021/2/15) |

以上